第２期関市教育振興計画

ふるさと関に誇りをもち　豊かな心で
未来を切り拓く　人づくり

令和４年３月
関　市

はじめに

本市では、平成 24 年３月に教育施策のめざす方向性を示した「関市教育振興計画」を策定しました。この計画では、「みんなでつくろう　豊かな心と志を持ち　力強く生きる市民が育つまち」を基本理念に掲げ、教育活動の主体となる学校・家庭・地域、そして行政が担う基本的な役割を明らかにし、それぞれが連携、協力しながら教育の推進を図ってきました。また、第１期計画が５年経過した平成 29 年３月には、この計画の中間見直しを実施し、「学校教育夢プラン」など内容の充実に取り組むなど、より具体性を重視した後期計画を策定しました。

近年、これまでの学習指導要領が全面的に改訂され、小中高とも移行期間を終了し令和４年度までには順次実施されています。今回の改訂では、道徳教育や体験活動等を充実させ、理解の質をさらに高め確かな学力を育成するなどの主体的・対話的で深い学びをめざしています。また、これからの時代を見据え、子どもたちに求められる資質と能力を社会と共有し、社会に開かれた教育課程を重視することとしています。

令和３年度には、国の GIGA スクール構想により、１人１台端末を利用した新たな学びと高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備しました。時代が急速に変化する中、子どもたちにとって、教育における ICT を基盤とした先端技術の活用は必須です。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、創造性を育む教育の実現が重要です。

これらのことを踏まえ、このたび、令和４年度から令和 13 年度までの 10 年間の取組を示す「第２期関市教育振興計画」を策定しました。これは、教育基本法第 17 条に基づく計画として、また「関市第５次総合計画」の教育に関する分野別計画として、それぞれ位置づけるものです。

本計画では、第１期計画の基本理念を継承しつつ、教育大綱を「ふるさと関に誇りをもち豊かな心で　未来を切り拓く　人づくり」と定め、グローバルな視野でふるさとに誇りを持ち、地域や社会に貢献できる持続可能な社会の創り手となってほしいという願いが込められています。

今後は、学校教育に特化した本計画に基づき、４つの基本方針、14 の基本施策の取組を中心に教育施策を着実に進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、多く貴重なご意見やご提案をいただきました関市教育振興計画策定委員会委員の皆様をはじめ、市民の皆様及び関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

令和４年３月　　関市教育長　　森　　正　昭

目次

1　計画の策定に当たって 1
(1)計画の趣旨 1
(2)計画の位置づけと計画の方向性 2
(3)計画の期間 4
(4)策定体制 4
(5)子どもを取り巻く環境の変化 5
(6)教育政策の動向 6
2　計画の基本理念(教育大綱) 7
(1)基本理念【教育大綱】 7
(2)持続可能な開発目標への取組 7
(3)基本方針 8
(4)計画の体系 9
3　施策の展開 10
基本方針1　多様性を尊重し、豊かな心を身に付ける教育の実現 10
基本方針2　個別最適な学びと協働的な学びを通して、確かな学力を身に付ける教育の実現 17
基本方針3　ふるさと教育や地域との関わりを通して、社会性を身に付ける教育の実現 25
基本方針4　地域や他校種との連携を通して、専門性の高い教育の実現(関商工高等学校) 28
4　目標値の設定 34
基本方針1　多様性を尊重し、豊かな心を身に付ける教育の実現 34
基本方針2　個別最適な学びと協働的な学びを通して、確かな学力を身に付ける教育の実現 36
基本方針3　ふるさと教育や地域との関わりを通して、社会性を身に付ける教育の実現 38
基本方針4　地域や他校種との連携を通して、専門性の高い教育の実現(関商工高等学校) 38
5　計画の推進に向けて 39
(1)推進体制 39
(2)計画の点検評価と見直し 39
6　資料編 40
(1)人口の推移 40
(2)教育・保育の状況 41
(3)ふれあいセンター等の利用状況 43
(4)教育振興についての住民満足度 43
(5)第1期計画の振り返り 44
(6)関市教育振興計画策定委員会規則 50
(7)関市教育振興計画策定委員会　委員名簿 51
(8)関市教育振興計画策定委員会　策定経過 51
(9)団体アンケートの実施概要 52

1 計画の策定に当たって

（１）計画の趣旨

本市では平成 23 年度に「関市教育振興計画」（以下、「第１期計画」という。）を策定し、基本理念として「みんなでつくろう 豊かな心と志を持ち 力強く生きる市民が育つまち」を掲げ、キャッチフレーズ「夢のある明るい学校・家庭・地域社会」のもと、教育行政を推進してきました。

第１期計画の期間中、国では「第３期教育振興基本計画」が閣議決定され、2030 年代以降の社会を展望した教育政策の重点事項として、

１．夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
２．社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
３．生涯学び、活躍できる環境を整える
４．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
５．教育政策推進のための基盤を整備する

の５つの基本的な方針が示されました。

また、岐阜県では平成 30 年度に「第３次岐阜県教育ビジョン」を策定し、基本的な考え方「ふるさとに誇りをもち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」のもと、世界的な視野を持った地域社会の活性化に貢献する地域社会人の育成に向けて、

「自立力・共生力・自己実現力」

の３つの力を身に付けることができる教育を推進しています。

令和２年には新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休校措置が取られ、長期にわたって子どもたちが学校に通えない状況が生じました。激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっています。

このたび、第１期計画を振り返り、こうした社会背景を踏まえて本市の教育方針を明らかにし、その実現をめざすため「第２期関市教育振興計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

（２）計画の位置づけと計画の方向性

１．法的根拠

本計画は、教育基本法第 17 条第２項に基づいて策定するものです。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第１項に規定された教育大綱として位置づけます。

◆ 教育基本法　第 17 条　教育振興基本計画 ◆

第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ◆

第一条の三　地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

２．計画の方向性

本市の行政における最上位計画である総合計画との整合性を図るとともに、第１期計画の基本理念や方向性を継承し、国の「第３期教育振興基本計画」や県の「第３次岐阜県教育ビジョン」に沿った計画とします。また、「関市スポーツ推進計画」「関市文化振興計画」等の各種計画と連携のとれた計画とします。

1）本市における位置づけ

本計画は、上位計画である「関市第 5 次総合計画」の施策の一つである「明日を担う『人』を育てる（教育）」を実現するための分野別計画として位置づけます。

また、本市がめざす教育の理念や方向性を明らかにするとともに、その実現に向けた教育施策を総合的・計画的に推進するための計画とします。

2）学校教育に特化した計画

本市には「関市スポーツ推進計画」「関市文化振興計画」等の各種計画が既に存在することから、スポーツや文化の振興をはじめとする具体的な取組については各計画に委ね、本計画は学校教育に焦点を当てた計画とします。

◆他の計画との関係

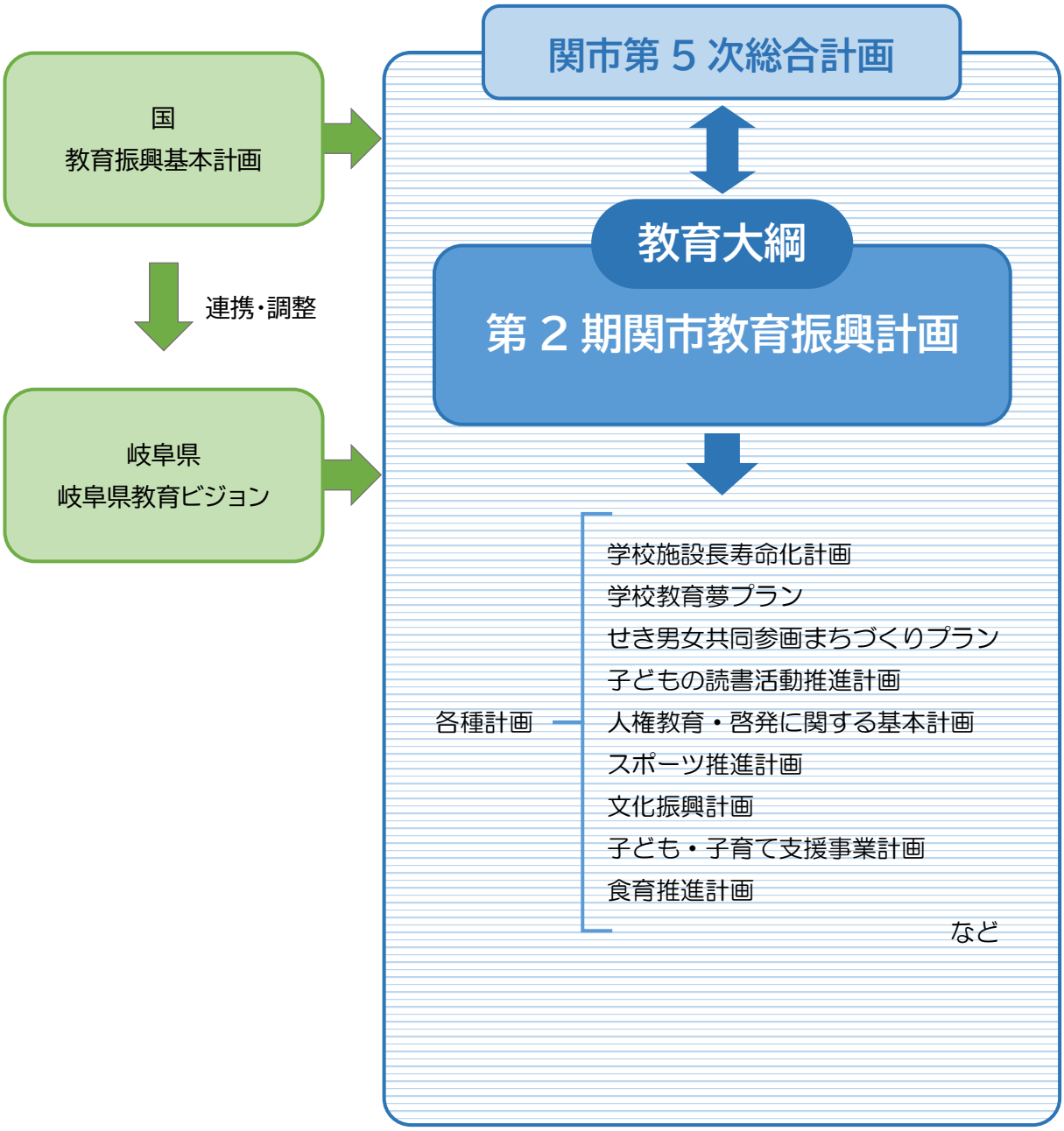
関市第５次総合計画
国
教育振興基本計画
連携･調整
岐阜県
岐阜県教育ビジョン
教育大綱
第２期関市教育振興計画
各種計画
学校施設長寿命化計画
学校教育夢プラン
せき男女共同参画まちづくりプラン
子どもの読書活動推進計画
人権教育・啓発に関する基本計画
スポーツ推進計画
文化振興計画
子ども・子育て支援事業計画
食育推進計画
など

（３）計画の期間

本計画の計画期間は、令和４年度から令和 13 年度までの 10 年間とします。

また、目まぐるしく変化する社会情勢や教育環境の変化に柔軟に対応できるよう、計画期間の中間年度である令和８年度に見直しを行うこととします。

（４）策定体制

本計画の策定に当たっては、この５年間の各課の現状や課題等を把握するための事業シートを作成し、本計画の策定に向けて第１期計画の庁内検証を行うとともに、教育行政にご協力いただいている団体との連携を強化し、実効性のある計画となるよう、団体アンケートを実施しました。

本計画の策定に当たり、計画策定委員会が計画の基本となるべき事項、実施に関して必要な事項等、重要事項に対して審議するとともに、計画案について審議しました。

また、パブリックコメントを実施することで、市民の皆様の意見を取り入れた計画としました。

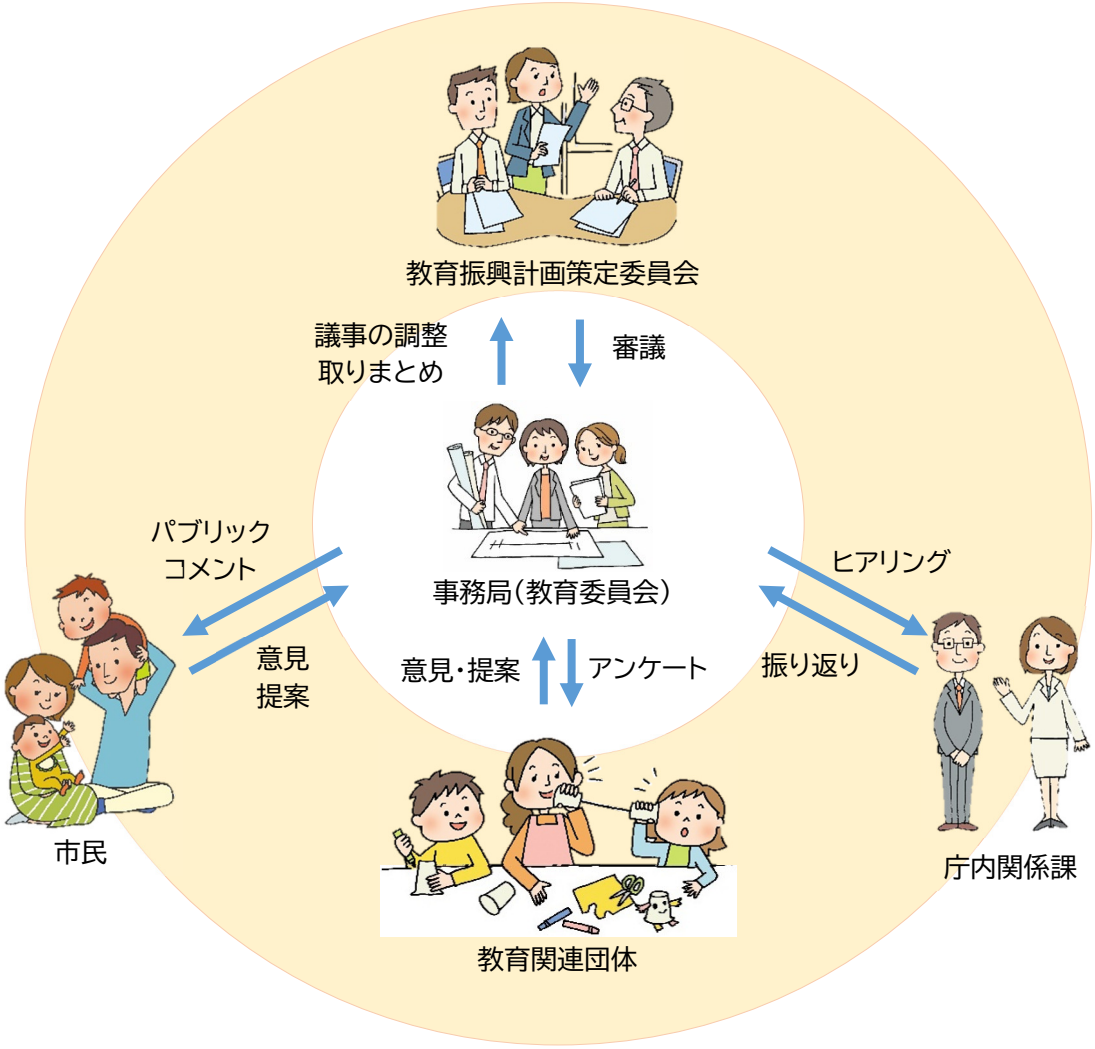

（5）子どもを取り巻く環境の変化

1．地域の状況の変化

少子化や社会環境の変化の中で、子どもたちが学校外で一緒に遊んだり、幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少しています。そのため、世代の異なる人たちと人間関係を築くことや社会の中で生活習慣や規範を身に付けることなど、従来なら自然に備わっていた社会性を身に付けることが難しくなっていると指摘されています。また、インターネットを介したコミュニケーションが子どもたちにとっても一般的なものになってきており、子どもたちが社会性を身に付ける過程に大きな影響を与えています。

人々の価値観は、集団や地域より個人や家族を重視する傾向が強まっており、子ども会などの地域団体の組織率の低下も続き、地域の教育力の低下が問題になっています。

2．家庭の状況の変化

地域社会の変化や世帯構造の変化（核家族世帯の増加）に伴い、人々が家庭の中で高齢者とともに生活することが減少し、子育ての知識や経験、世代を超えた知恵の継承に支障が生じることで、子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣、社会性などの育み方に大きな変化がもたらされています。

また、子育てにおける保護者の孤立や家庭的背景による教育格差の問題もあり、家庭の教育力を高めるための支援が課題となっています。

3．教育上の課題の多様化・複雑化

いじめ、不登校等への対応は、ますます重要な課題となっています。学校や教職員だけにその対応や解決を委ねるのではなく、多様な専門家や関係機関との連携の下、子どもの権利の保障と平等な教育機会の確保という観点から、適切に対応できる体制整備が求められています。

また、障がいのある子どもが地域でともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築の推進や、日本語指導が必要な子どもの増加に対応した教育環境の整備、被虐待児への対応など、多様化・複雑化する課題があるため、保護者をはじめ学校や教職員を適切に支援できる体制づくりが急がれています。

4．求められる学校防災体制等の多様化・複雑化

近年の大型台風や地震など、想定を超える自然災害の発生により、学校防災体制の強化や実践的な防災教育の推進が求められています。また、安全上の課題が複雑化、多様化している中で、家庭・地域・関係機関との連携・協働の体制や危機管理マニュアルの見直し等が必要となっています。

（６）教育政策の動向

１．国の「第３期教育振興基本計画」の策定

平成 30 年６月に、国の「第３期教育振興基本計画」が閣議決定されました。この計画では、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」などの５つの今後の教育政策に関する基本的な方針を設定し、教育政策の目標とその進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、必要となる施策群を示しています。

２．学習指導要領の改訂

学習指導要領、幼稚園教育要領が約 10 年ぶりに全面改訂されました。小、中学校では平成 30 年度から移行期間となり、小学校は令和２年度、中学校は令和３年度から実施しており、高等学校は令和４年度から全面的に実施することとなっています。

今回の改訂では、子どもが主体的に学ぶことの意味を感じながら、単に知識を記憶する学びにとどまらず、身に付けた力が様々な課題への対応に生かせることを実感できるような「主体的・対話的で深い学び」の導入とその実現のために、学校が教育内容や時間の配分、教育資源の確保を通じて教育効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立が重要なテーマとなっています。また教育内容においては、小学校における外国語や道徳の教科化が図られており、こうした新しい課題に対応した取組が求められています。

３．GIGA スクール構想の推進

家庭や職場等、日常の様々な場面で ICT が導入されている現代社会において、ICT を活用するための知識・スキルの習得は欠かせないものとなっています。そうした中、国は「GIGA スクール構想」を掲げ、地方自治体の児童・生徒に対する一人一台タブレット端末の配備や高速大容量の通信ネットワーク整備等の取組への支援を行っています。

令和時代の「スタンダード」として、小学校から高等学校では、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備が進められています。

令和３年度以降、小・中学校では配備されたタブレット等の授業、学習への活用促進が課題となっています。また、このコロナ禍をきっかけとしたリモート授業、会議の実施が必要な機会も増加するなど、学校現場での ICT 活用を推進するための支援が求められています。

４．教育現場の働き方改革の推進

教育をめぐる社会ニーズが多様化する一方、教職員の多忙化が深刻な課題として注目されており、国においても、学校現場における業務改善のためのガイドライン作成などの取組が進められるなど、全国的に教職員の勤務時間の適正化が進められています。中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」では、統合型校務支援システムの導入促進や教職員が担うべき業務の明確化が進められており、部活動の地域移行などの取組も行われています。

2 計画の基本理念（教育大綱）

（1）基本理念【教育大綱】

ふるさと関に誇りをもち　豊かな心で
未来を切り拓く　人づくり

社会情勢は急速に変化しており、複雑で予測が難しくなるこれからの時代においては、一人ひとりが、生涯にわたって主体的な学びを重ねる中で、自分のよさや可能性を認識し、自分自身で未来を切り拓く力を身に付けるとともに、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する力などを身に付け、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

今後の教育の在り方については、学習指導要領において示された資質、能力の育成を着実に進めることが重要であり、そのためには新たに学校における基盤的なツールとなるICT環境を活用して子どもの多様な能力・適性、興味・関心、学習経験等に応じた学習活動や学習課題に取り組むことができる「個別最適な学び」の推進が求められます。また、探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら個性を生かし合う「協働的な学び」の推進も必要です。この「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に提供することで、自らの未来を切り拓く力を育む教育をめざします。

豊かな心を育むことは、様々な社会の変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせて豊かなものにすることができる力となります。そのために、ふるさと教育を通して子どもたち一人ひとりのアイデンティティの形成を支え、豊かな情操や規範意識、自他の生命を尊重できるやさしさ、自己肯定感・自己有用感、他者を思いやる心を育てます。

これらのことから本計画の基本理念は、第１期計画で掲げてきた、基本理念「みんなでつくろう　豊かな心と志を持ち　力強く生きる市民が育つまち」を継承しつつ、関市民一人ひとりが、グローバルな視野を持ちながら、ふるさとの伝統、文化を学び、ふるさと関に誇りを持って地域や社会に貢献できる、持続可能な社会の創り手となってほしいという想いを込めて、「ふるさと関に誇りをもち　豊かな心で　未来を切り拓く　人づくり」とします。

（2）持続可能な開発目標への取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成されています。教育行政において、SDGsの理念や取組は非常に意義深いものであり、本計画の基本計画を推進するに当たり、SDGsが掲げる17のゴールを意識して推進することとします。

（３）基本方針

基本理念の実現に向けて、以下のとおり４つの基本方針を定めます。

基本方針１　多様性を尊重し、豊かな心を身に付ける教育の実現

学校の教育活動において、人と人とのつながりを実感し多様性を認めることができる「共生する力」を育むとともに、道徳教育、人権教育等により豊かな心を育みます。

また、教育機会均等の観点から、いじめ、不登校、経済的困窮、障がい児や日本語指導を必要としている児童・生徒等、多様な教育ニーズに対応した支援体制の充実やインクルーシブ教育を推進します。

SDGs 取組目標：

基本方針２　個別最適な学びと協働的な学びを通して、確かな学力を身に付ける教育の実現

一人ひとりの個性を伸ばすことができる個別最適な学習を実現させることで、主体的に学ぶことの楽しさを体感する機会を提供します。また、探究的な学習や体験活動により多様な他者と協働しながら、個性を生かし合う協働的な学びを通じて行動力などを身に付ける教育を実施します。

また、幼稚園・保育園と小学校での教育の円滑な接続を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育活動を行います。

SDGs 取組目標：

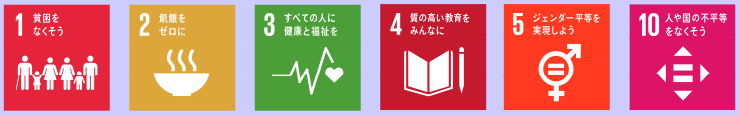

基本方針３　ふるさと教育や地域との関わりを通して、社会性を身に付ける教育の実現

関市の歴史や文化、自然について体験的に学ぶことで「ふるさと関」のよさを実感したり、地域の行事やボランティア活動に参画することで、地域の一員としての自覚や自己有用感を高めたりする教育活動を行います。また、子どもの社会性をより効果的に身に付ける教育活動が展開できるよう、学校と地域が連携した教育を推進します。

SDGs 取組目標：

基本方針４　地域や他校種との連携を通して、専門性の高い教育の実現（関商工高等学校）

デジタル化やグローバル化が進む中、地域や他校種との連携を強化することで、社会の変化に対応した専門性の高い教育を推進します。

また、生徒一人ひとりの持つ可能性を最大限引き出すことができるよう、生徒の能力・適性を見極め、夢や志を持って可能性に挑戦し続けることができる力を育みます。

SDGs 取組目標：

（4）計画の体系

基本理念	基本方針	基本施策
ふるさと関に誇りをもち 豊かな心で 未来を切り拓く 人づくり	基本方針１ 多様性を尊重し、豊かな心を身に付ける教育の実現	多様なニーズに対応した教育機会の提供 豊かな心の育成 教育相談・教育支援の充実と学校支援体制の構築 安全安心な教育環境の整備
	基本方針２ 個別最適な学びと協働的な学びを通して、確かな学力を身に付ける教育の実現	確かな学力の育成 教職員の資質や指導力の向上 健やかな体の育成 キャリア教育の充実 就学前教育・保育の充実
	基本方針３ ふるさと教育や地域との関わりを通して、社会性を身に付ける教育の実現	ふるさと教育の充実 地域に開かれた学校づくり
	基本方針４ 地域や他校種との連携を通して、専門性の高い教育の実現（関商工高等学校）	地域社会人（地域人材）の育成 専門教育の推進 部活動の充実

3 施策の展開

基本方針１ 多様性を尊重し、豊かな心を身に付ける教育の実現

１．多様なニーズに対応した教育機会の提供

現状と課題

●障がい児に対して、中央・西・東親子教室の通所施設において、日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練等を実施しています。

●要支援児童生徒に対して適切な支援ができるよう、３ヵ月に１度、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会実務者会議を開催しています。

◎小中学校の教職員を対象とするアンケート調査結果（「今後より重要と思うこと」について上位３項目を抜粋）から、「学習指導員とスクール・サポート・スタッフの配置」「わかあゆ非常勤講師の配置」「関市版通級指導教室」については、現時点においても、今後においても重要であるという意見が多くみられます。適切な学習指導を行うとともに、インクルーシブ教育の理念に基づく教育の在り方を充実させることが求められています。

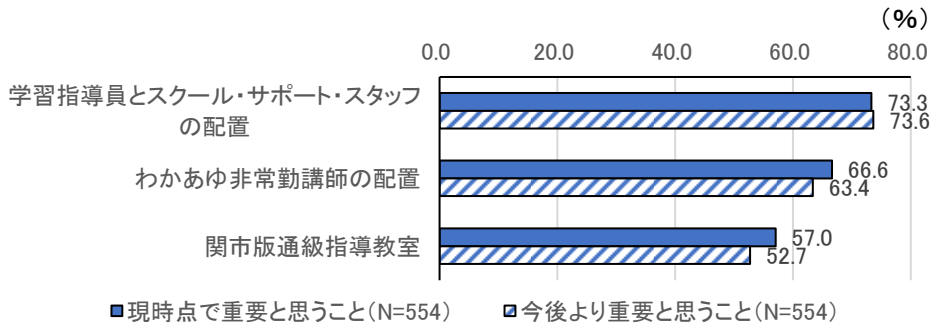

資料：小中学校教職員を対象とするアンケート

施策の方針

◇障がいの有無や意見、性格等の差異を受け入れ、互いに認め合うことができる豊かな心を育み、共生社会の実現に向けた教育を実施します。

◇どのような環境下にあっても、誰もが平等に教育の機会を享受できるよう、適切な支援を行います。

具体的施策	内容
新規 多様性を認め合う教育の推進	共生社会についての理解と関心を深め、実践的態度を育成する指導を充実します。
新規 インクルーシブ教育※1の推進	合理的配慮の下、障がいの有無に関わらず、ともに学びともに成長することができるインクルーシブ教育を推進します。
新規 特別支援教育拠点校指導員の配置	中学校区をもとに市内の小中学校を８グループに分け、各グループに一人ずつ特別支援教育拠点校指導員を配置することで、特別支援教育に携わる教職員が、指導力を高めるために生涯にわたって学び続けられる環境を整備します。
新規 関市版通級指導教室の開設	発達障がい等により、学習につまずきがあったり、落ち着いて生活できなかったりする児童・生徒のために、関市版通級指導教室を開設し、一人ひとりに応じた指導を行います。
新規 外国人児童生徒等初期適応教室「フレンズ教室」の運営	日本語の支援が必要な外国人児童生徒に対して、適切な初期指導・支援を行う「フレンズ教室」を開設し、日本語教育や母国語教育、学校生活の支援等を行います。
外国人児童生徒等教育相談員の配置	日本語指導の必要な外国人児童生徒等の在籍する学校に巡回派遣し、学習面や生活面の指導及び児童・生徒の教育相談に当たり、学校生活における支援、進学や就職に関する相談を実施します。 また保護者懇談での通訳対応など、児童・生徒等と共に、保護者への支援も行います。
新規 経済的な困難を抱える児童・生徒への支援	経済的理由により、就学が困難な家庭に対する支援事業を実施し、教育の機会の均等を図ります。

新規：第１期計画（後期）との比較による

※1 インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶ仕組みのことで、生活する地域において初等中等教育の機会が平等に与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされている。

2．豊かな心の育成

現状と課題

●人権教育は、同和問題など様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、児童・生徒の確かな人権感覚を育てるとともに、人権尊重の学校づくりには欠かせないものです。全教育活動の中で、同和問題をはじめとする学校人権教育の充実を図ることが重要です。

●いじめや暴力行為、虐待、貧困など、児童・生徒が抱える背景はますます多様化しており、このような状況に的確に対応できる支援体制に課題があります。特に、いじめ問題については、長期化・複雑化する事案が増加しており、早期に発見し、適切な対応をとる必要があります。

◎関連団体を対象とするアンケートでは、児童・生徒に将来どのような人になってもらいたいかという問いに対して、「他人の立場を理解し、尊重できる人」「ものごとの善悪を判断できる人」の回答が多く、教科の授業以外で力を入れてほしいことについても、「他人への思いやりの心や生命の大切さについて教えること」の回答が多くなっています。

問　児童・生徒に将来どのような人になってもらいたいと思うか

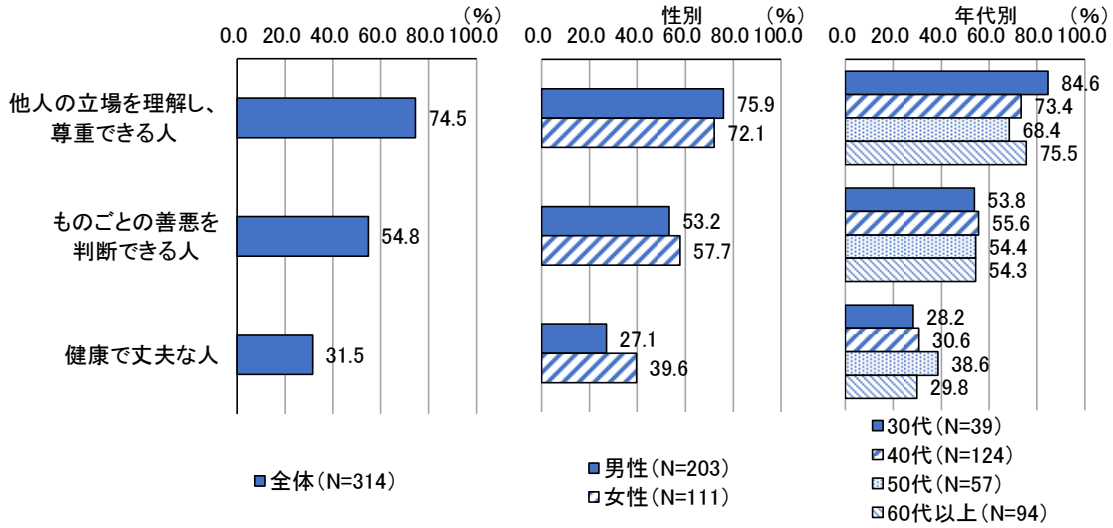

問　教科の授業以外で力を入れてほしいこと

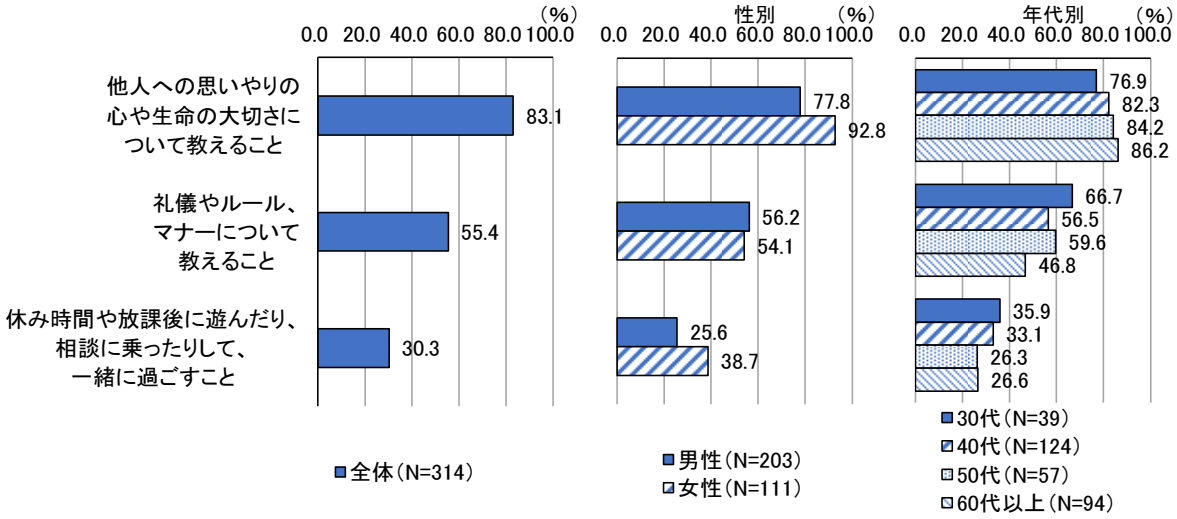

資料：関連団体を対象とするアンケート

施策の方針

◇児童・生徒一人ひとりの豊かな人間性を育むため、学校や家庭、地域が連携・協力した「心の教育」を推進します。

◇命の授業を通して、命を大切にする心と他人を思いやる心を育みます。また、自己肯定感を育むとともに、他者を認め、信頼することができる教育を充実させ、誰もが毎日笑顔で学校生活を送ることができる環境を醸成します。

具体的施策	内容
道徳教育の推進 （人権教育を含む）	人権教育の観点を意識した授業を充実させるとともに、教職員の人権感覚の育成や「道徳教育推進教師」を中心とする指導体制を充実させます。教科化に伴い、「特別の教科　道徳」として教科書を用い、他の教育活動との関連を図りながら計画的に指導を進めていきます。また学校・家庭・地域が一体となって豊かな心を育む実践の推進を進めます。 「関市学校人権教育推進委員会」による活動を支援します。 挨拶のできる児童・生徒の育成、相手の気持ちを考えた発言や言葉遣いのできる子どもの育成等をめざす「ひびきあいの日」の取組を推進します。 各学校における「人権に関する宣言」（いじめ防止を含む）を適宜見直し、時代に即した内容とします。
新規 命の大切さの授業の推進	子育て世代包括支援センター「ひだまり」と連携し、中学生を対象に「いのちの授業」を通して、命の大切さや自身をかけがえのない存在であることを認識し、自身や他人を大切にすることのできる心を育みます。 各中学校の性教育のカリキュラムに沿った内容となるよう学校教育課や各校担当者と検討します。
いじめ撲滅の取組の充実	児童・生徒のいじめや SNS 等による今日的な課題に対応した人権意識を高める指導を充実します。
健全育成手帳の活用	自分ががんばったことや仲間のよいところを記入することで、自己肯定感を高め、自己有用感の醸成や子ども同士の信頼関係の構築につなげます。

３．教育相談・教育支援の充実と学校支援体制の構築

現状と課題

●児童・生徒が安心して学校に通うことができるよう、「心の相談員」の配置や「マイサポーター制度」を導入し、悩みや困りごとに素早く対応できる体制を整備しました。また、学校にうまく馴染めない児童・生徒のために「ふれあい教室」を設置し、学校以外の相談ができるようにしました。一方で、児童・生徒の相談に対応した教職員が一人で抱え込むことのないよう、多くの教職員・関係機関が関わることができる体制を整備しました。

●幼児期から学童期への滑らかな接続を支援するとともに、小学校入学後の児童についても、継続して情報交換を行い、指導方法を工夫することが大切です。

◎小中学校の教職員を対象とするアンケート調査結果から、「心の相談員・特別支援教育アシスタントの配置」「いじめ撲滅の取組の充実」については、現時点においても、今後においても重要であるという意見が多くみられます。専門的な教職員を適切に配置し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる体制を充実させることが重要となります。

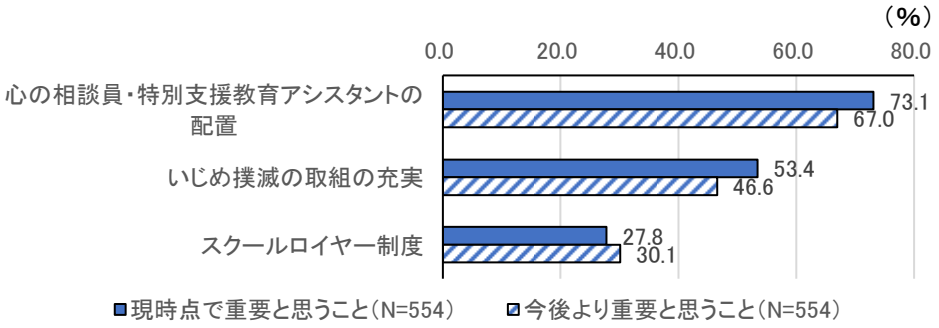

資料：小中学校教職員を対象とするアンケート

施策の方針

◇児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、各種専門家との連携・協力のもと、相談支援を充実させます。また、教職員のメンタルヘルス対策を推進します。

◇学校生活以外の悩みや困りごとに対しても気軽に相談することができる関係性を構築するとともに、必要な人材の確保と適正な配置を行います。

具体的施策	内容
マイサポーター制度※2の活用	「マイサポーター」(子どもたちが自ら選んだ先生)と相談する「マイサポーターの日」を設定し、児童・生徒の悩みごとを早期に把握し、適切なアドバイスや心のケアを行います。 教職員が児童・生徒の悩みを抱え込むことのないようプライバシーを保護しつつ、組織としてサポートできる体制を充実させます。
新規 スクールロイヤー※3の活用	増加、複雑化傾向にある学校での諸問題に対し、子どもが安心して生活できるよう、学校が弁護士から法的な側面の指導・助言を受け、諸問題に対処できる体制を充実させます。
心の相談員・特別支援教育アシスタントの配置	特別支援教育アシスタントを配置することで、発達障がいのある児童・生徒等に対して個別的に関わり、通常の学級において、クラスメイトと共に学び生活できるように支援します。また、落ち着きがない時や、特別な配慮を要する際には、担任教諭の指示により、別室での支援を行います。 児童・生徒が悩みなどを気軽に話すことができ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在として教育相談を行う心の相談員を配置します。
新規 市費養護助教諭の配置	児童・生徒一人ひとりの特性に応じた教育を提供することができるよう、市費養護助教諭を配置します。
就学相談会の充実	早期からの支援体制構築のため、幼児から中学生までの子どもの保護者を対象に、年２回の就学相談会を実施し、児童・生徒本人とその家族が安心して就学できる支援体制を充実させます。
新規 子ども家庭課等との連携強化	児童福祉施策との連携をはじめ、配慮が必要な家庭等の情報を共有することで、教育・福祉の両分野から支援が必要な子どもとその家庭に対し、適切な支援を行います。
新規 不登校予防対策の充実	一人ひとりの特性を早期に把握し、適切な支援をするために、WISC（ウィスク）検査を行います。その結果を対象児童・生徒の見立てや指導に生かし、心理士の専門的な説明を職員が聞くことで、教職員の資質向上をめざします。また、必要に応じ関連行政機関と連携し卒業後の支援ができる体制をつくります。
適応指導教室「ふれあい教室」の充実	学校生活にうまく適応できない児童・生徒のための「ふれあい教室」を充実させ、学校復帰に向けて生活リズムを整えたり学習を行ったりする居場所として活用します。

※2 マイサポーター制度：子どもたちが、自ら選んだ先生(マイサポーター)に、いつでも気軽に相談できる体制で、関市独自の取組。

※3 スクールロイヤー制度：いじめなどの諸課題の効率的な解決のために、弁護士と連携して、法的側面からいじめ予防の教育や学校における法的相談対応などを行う。

4．安全安心な教育環境の整備

現状と課題

●青少年健全育成協議会、PTA 連合会、小中校長会で構成する三団体連絡協議会を開催し、スマートフォン等の安全な使用について協議し、三団体連名の啓発文書を市内全小中学校に送付するとともに、全家庭に配布を依頼しました。令和３年度は、特にゲームのやりすぎによる悪影響などについてのパンフレットを配布しました。

●学校施設内や通学路などにおける様々な事件や事故等から児童・生徒を守ることが一層求められています。

施策の方針

◇児童・生徒が健全に ICT 機器を扱い、適切な利用ができるよう研究を進め、啓発を行います。

◇全国的に児童・生徒が巻き込まれる事件、事故が多発する中で、安心して学校生活を送ることができるよう、学校安全支援者を配置するとともに、教職員が非常時に的確に対応できるよう講習会を実施します。

◇定期的な点検や診断により学校施設の安全性を確保し、学校施設の長寿命化を進めるとともに、学校再編についても取り組みます。

具体的施策	内容
スマートフォン等の安全な使用に関する啓発	青少年健全育成協議会・PTA 連合会・校長会等と連携し、スマートフォンやゲーム機等の安全な使用について啓発を行います。
新規 情報モラル教育の推進	ネットを通したいじめやネット依存等の防止、有害な情報から自己を守ることができる判断力を養う情報モラル指導を徹底します。
学校安全支援者の配置	児童・生徒が安心して生活することができるよう、児童・生徒の登下校時の安全指導補助及び校舎内外の巡回等を行う学校安全支援者を配置します。
新規 学校における安全教育の推進	CPR・AED 講習やアナフィラキシー症状への対応（エピペン講習）等、教職員の非常時対応講習を年間計画に位置付け、実施します。中濃消防組合と連携し、応急手当普及員の資格取得・資格更新のための講習を行っています。非常時対応のみならず、保護者・児童生徒への講習・指導に当たることができるようにしています。また、防災、防犯、感染症対策、熱中症対策など様々な危険から児童・生徒を守ることができるよう、安全教育を推進します。
新規 通学路の整備	学校等から要望のあった通学路の危険個所について、関係者による合同点検を実施し、「関市通学路等交通安全プログラム」により通学路の安全確保と登下校中の事故防止に努めます。
学校施設の整備	老朽化した施設の維持管理のため、「関市学校施設長寿命化計画」に基づき、従来の事後保全型から予防保全型への転換を図り、計画的に学校施設の管理を行います。また、時代に沿った教育を実施できるよう、ICT 機器をはじめとする各設備を計画的に整備します。
学校の再編	地域の実情に応じて学校再編に取り組みます。

基本方針２　個別最適な学びと協働的な学びを通して、確かな学力を身に付ける教育の実現

１．確かな学力の育成

現状と課題

●ビブリオトークについて、小中学生を対象に実施してきましたが、令和３年度から高校生まで対象を拡充して実施したところ、多くの参加があり、小・中・高校生の交流になるなど好評でした。

●わかあゆプラン非常勤講師を配置した学校では、少人数指導や教科の専門性を生かした授業を実施しています。その結果、特に算数における知識や技能について、定着が図られつつあると分析しています。

◎小中学校の教職員を対象とするアンケート調査結果から、「ICT 支援員の配置」「GIGA スクール構想（タブレットを使ったオンライン学習）」については、現時点においても、今後においても重要であるという意見が多くみられます。情報化社会の進展に伴い、児童・生徒が身に付けるべき基礎的な内容が高度になっていることから、専門的な職員を適切に配置し、教職員にかかる負担を軽減しながら、児童・生徒に時代に即した相応しい教育を実施することが必要です。

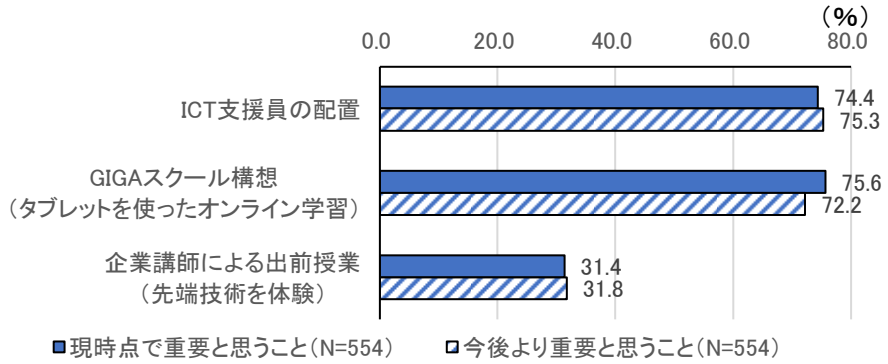

資料：小中学校教職員を対象とするアンケート

施策の方針

◇「スピーチコンテスト」や「ビブリオトーク」等に参加する児童・生徒にとって有意義な事業となるよう、引き続き実施方法などを検討していきます。

◇コンテスト等へ積極的に参加することで、実践的に「確かな学力」を身に付ける機会を提供します。

◇外部講師の協力や適切な専門人材を配置することで、教職員の業務負担を減らし児童・生徒に寄り添った教育を実施します。

具体的施策	内容
関市独自教材の活用	「小学校パフォーマンステスト」を作成し、活用します。 英語「関市単語リスト」、「関市語彙力テスト」等を活用します。
中学生スピーチコンテストの実施	関市の中学生の英語学習に対する意欲を高めるとともに、英語力と自己表現力の育成を図るために、コンテストを実施します。
新規 図書館教育の推進	豊かな心を育む読書活動を推進します。 電子図書館を活用し、誰もがいつでも本に触れることができるよう本から学ぶ力を育みます。
新規 ビブリオトーク※4 の実施	小中学生及び高校生を対象に、お気に入りの本を紹介し合う「ビブリオトーク」を実施します。タブレットや電子図書館等を活用するなど、時代に即した形での実施を検討します。
小学生理科・算数、中学生理科・数学コンテストの実施	仲間と共に科学（理科，算数・数学）の課題にチャレンジして、科学の面白さを体感したり、学習への意欲を高め合えたりするコンテストを実施します。
新規 小・中プログラミングコンテストの実施	市内小中学生を対象に、プログラミング的思考を発揮するコンテストを開催します。
新規 小学校プログラミング教育の出前講座	論理的思考力を育成するプログラミング教育を推進します。
新規 企業講師による出前授業	地元企業の協力のもと、オンライン授業や出前授業など、企業の努力や工夫・考え方を学ぶ機会を設け、児童・生徒が豊かな職業観を身に付け、これからの社会を生き抜く資質を育みます。
わかあゆ非常勤講師の配置	小学校１学年から中学校１学年までの 33 人以上の学級、または、複式学級等へ必要な場合に非常勤講師を派遣し、担任の補助や課題別コース、個別学習など個性重視の教育を推進します。
新規 理科教育支援員の配置	理科が得意な人材を、理科教育支援員として配置し、小学校理科の授業支援や先端科学技術に関する実験や体験活動を行うことで、小学校理科教育の活性化を図ります。
新規 ICT 支援員の配置	ICT 支援員を配置することで、ICT 機器を積極的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」に必要な情報活用能力を育みます。
新規 STEAM 教育の推進	科学・技術・工業・芸術・数学の５つの分野の学習を通して、目まぐるしく変化する ICT 社会に対応した人材の育成を図ります。
新規 関商工高等学校の基礎学力の向上	アプリケーションソフト及び朝学習（R-time）等により苦手分野を把握して、基礎学力の定着及び主体的に学習に取り組む態度を育成します。

※4 ビブリオトーク：自分の好きな本を持ち寄り、本を紹介、その後ディスカッションを行い、一番読みたくなった本に投票するといった活動。

2．教職員の資質や指導力の向上

現状と課題

●画一的な研修ではなく、受講する教職員自身が関心の持てる内容となるよう、教職員の要望に耳を傾け、研修内容を検討し、実施してきました。

◎小中学校の教職員を対象とするアンケート調査結果から、「教員のニーズに合わせた研修」については、現時点においても、今後においても重要であるという意見が多くみられています。引き続き教職員のニーズに応じた研修を実施できるよう、今日的な課題にも対応できる体制を整備します。

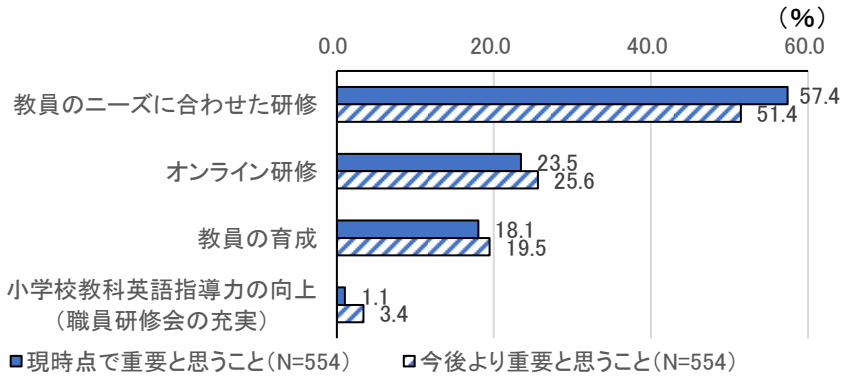

資料：小中学校教職員を対象とするアンケート

施策の方針

◇教職員のニーズに応じた内容の研修を通して、教職員の資質向上・対応力の向上を図ります。

◇限られた人的資本や時間を有効的に生かしながら、学習指導の充実や様々な執務に充てる時間を見直し、健全な働き方を実現できるよう支援します。

具体的施策	内容
新規 教職員のニーズに応じた研修の実施	教職員が日ごろの教育現場で感じる悩みや課題に対して、実践することができる研修を提供できるよう、教職員のニーズをくみ取り、ニーズに応じた研修を実施します。
夏季資質向上研修（人権・特別支援・教育相談）の実施	３年間で全ての教職員が受講できるように研修内容を人権・特別支援・教育相談の３つに絞り、教育課題に応じた研修を実施します。
新規 オンライン研修（ICT・特別支援・教育相談）の実施	働き方改革と資質向上の両立をめざし、ICT を活用することで効率化を図り、教職員のニーズに応じた実践的な指導力を高める研修を実施します。
教職員の育成（若手、中堅・２年目・講師研修）	経験年数が少ない教職員であっても、適切な指導ができるよう、若手教職員の指導力の向上をめざした研修を実施します。
新規 小学校教科英語指導力の向上	言語活動を通して、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の能力を育むため、学年の発達に応じた指導計画を工夫します。 コミュニケーション能力の素地や基礎を養い、外国語を用いて主体的にコミュニケーションを図ることができる姿を具現する指導方法を工夫します。
働き方改革の推進	校務支援システムを導入することで、教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業力を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、笑顔で教壇に立って効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革を推進します。

３．健やかな体の育成

現状と課題

●児童・生徒の健やかな成長をめざし、各学校において養護教諭を中心に栄養教諭や歯科衛生士と連携し、時には外部講師を招いて健康教育を行っています。肥満傾向に該当する児童とその保護者対象に児童健康教室を行い、生活習慣・食習慣を見直す機会を設けてきましたが、コロナ禍において参集型の健康教室を行うことができませんでした。児童・生徒の肥満度 20 以上の割合は、

児童：令和元年度→7.88%　令和２年度→10.33%　令和３年度→8.50%

生徒：令和元年度→8.65%　令和２年度→9.97%　令和３年度→9.26%

と、２か月間の休校期間や運動制限の影響がみられます。

●朝食欠食児童生徒数は、小学校高学年、中学生になるにつれて増加傾向がみられます。PTA、家庭教育学級等と連携をとり、朝食の大切さや朝食摂食の大切さを各家庭に伝えていく必要があります。

施策の方針

◇健やかな体を育成するためには、規則正しい生活リズムの確立とバランスのよい食事、適切な運動が重要となることから、家庭や地域の協力のもと、子ども一人ひとりが健やかな体を獲得できるよう支援します。

具体的施策	内容
新規 基本的生活習慣の形成	子どもたちが健康を維持し、日々の活動に活力を持って取り組めるよう、家庭における基本的な生活習慣の形成を支援するとともに、保護者への啓発に取り組みます。
新規 食育の推進	望ましい食生活に関する知識を身に付け、児童・生徒の食育を推進します。また、食物アレルギーに対応した除去食等のきめ細かな対応を行うことで児童・生徒の健康を増進させます。
新規 スポーツの振興	運動に親しむ意欲と態度を育み、体力の向上を図る指導と健康教育に関する授業を充実させます。
新規 健康教育の推進 （関市子どもいきいき事業）	児童・生徒が自分の生活を見直し、いきいきと健康的な生活を送るために基礎的な知識を習得するとともに、実践的な態度を身に付けることができるように取り組みます。

４．キャリア教育の充実

現状と課題

●中学生との交流の機会として、中学２年生と３年生を対象に、関商工高等学校の教職員と生徒による出前授業を実施しています。中学生にとって、高校の授業を体験することは卒業後の進路を考える上で大きな意味があり、高校側も中学校の現状を把握することができるため、双方にメリットが生まれています。

●「中学生リーダー養成研修会」は、これまで本市の中学生のリーダーを対象として、富山県氷見市や埼玉県東松島市の中学生と交流を図ってきました。研修会の趣旨は変えず、対象を中学２年生全員とし、ワークショップや Web 会議等を活用した内容に変更することで、時代に即した研修に変えていきます。

◎小中学校の教職員を対象とするアンケート調査結果から、「キャリアパスポートを活用したキャリア教育」「夢の教室（JFA 心のプロジェクト）」については、今後より重要と思うという意見が多く、キャリア教育の過程において、しっかりと自己分析をしながら、将来の夢を具体的に描くことができる教育を推進することが求められています。

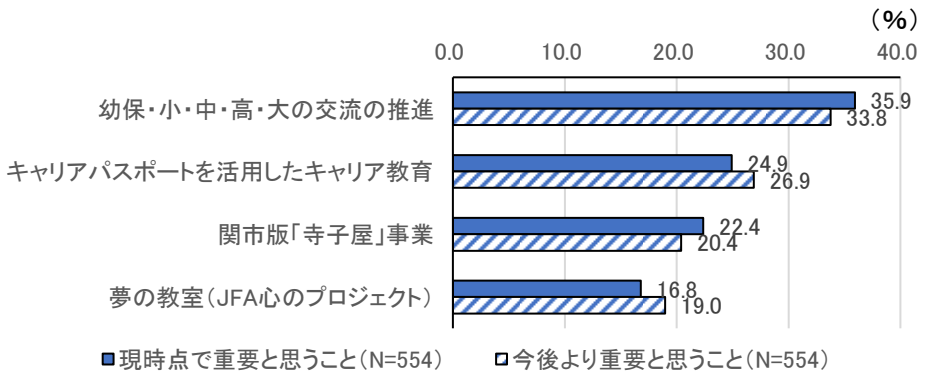

資料：小中学校教職員を対象とするアンケート

施策の方針

◇生徒一人ひとりが、希望を持って夢を抱くことができる支援をするとともに、それぞれの得意や好きを伸ばすことができる指導を行います。

◇生徒が“プロフェッショナル”や“一流”の人、物、空間に触れる機会を提供し、自分の持つ可能性や能力を発見し、広い視野で夢を実現するために努力できるよう支援します。

具体的施策	内容
中高交流教育～関商工高等学校による出前授業～	市内中学校２、３年生を対象に、関商工高等学校の教職員、生徒による出前授業を実施します。実施にするに当たり、中学校側、高校側の双方にとって有意義な授業となるよう、内容を工夫して取り組みます。
次世代リーダーの育成（海外研修・リーダー研修）	シンガポール海外研修や中学生リーダー養成研修会を実施し、自己肯定感を高め、目標に向かって挑戦する態度や実践力を育み、広い視野を持ち、国際化の先頭に立って活躍するリーダーを育てます。
新規 キャリアパスポート※5の活用	キャリアパスポートを活用することで、生徒一人ひとりの強みと弱みを分析し、進学や就職活動の際に生かすとともに、自分の持つ可能性に挑戦し、地域や社会に貢献する人材を育成します。
夢の教室（JFA 心のプロジェクト）の実施	児童・生徒が夢を持って目標に向かえる人になれるよう、スポーツ選手や音楽家による「夢の教室」を開催します。

※5 キャリアパスポート：小学校から高等学校を通じて、児童・生徒がこれまでの活動を記録し蓄積することで、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐための教材。

５．就学前教育・保育の充実

現状と課題

●保育士の資質向上のため、毎年保育研修を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のために集まることができず、オンラインによるリモート研修を実施してきました。研修の方法や施設ごとの状況にあった支援を行い、研修の機会を充実させることが重要です。

●幼児期から学童期への滑らかな接続を支援するとともに、小学校入学後の児童についても、継続して情報交換を行い、指導方法の工夫を図ることが大切です。

●子育てに対する不安や孤立感を抱えている家庭や要支援妊産婦、特定妊産婦等、養育支援が必要な家庭に対して、医療機関や家庭児童相談室等の関連機関が連携し、身体的・精神的問題に対する支援の充実を図ります。

施策の方針

◇「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」に基づき、子ども一人ひとりの能力を伸ばすことができる教育・保育を実施します。また、幼稚園・保育園から小学校に入学する際に、環境が変わることによる不安や戸惑いを覚える児童が安心して学校生活を送ることができるよう、それぞれの職員が情報を共有し、適切な対応が取れるよう連携を強化します。

具体的施策	内容
新規 幼児期に身に付けたい「10の姿」の伸長	幼稚園・保育園において、園児の成長に応じて子どもの個性を尊重し、子どもの得意分野を伸ばしながら、「①健康な心と体」「②自立心」「③協同性」「④道徳性・規範意識の芽生え」「⑤社会生活と関わり」「⑥思考力の芽生え」「⑦自然との関わり・生命尊重」「⑧量・図形、文字等への関心・感覚」「⑨言葉による伝え合い」「⑩豊かな感性と表現」の10の姿を育みます。
小学校教育への円滑な接続	幼稚園・保育園から小学校への滑らか接続を行うため、幼・保・小連携推進会議を開催し、特別に支援が必要な園児・児童の情報を含め、情報の共有を図ります。 保育士や幼稚園及び小学校の教諭等が、各園、各小学校、親子教室等から集結し、育ちや学びをつなげるための「アプローチ（接続期）カリキュラム」を用いるなどして、情報共有を図ります。

基本方針３　ふるさと教育や地域との関わりを通して、社会性を身に付ける教育の実現

１．ふるさと教育の充実

現状と課題

●小学校全学年において、ふるさと関市の歴史や文化、自然のよさについて系統的、体験的に学ぶ校外学習を実施しています。また、総合的な学習の時間等において、地域人材等を活用し、子どもの社会性をより身に付けることができるよう、学校と地域とが連携しながら、効果的な教育活動を展開しています。

◎小中学校の教職員を対象とするアンケート調査結果から、「ふるさと学習ガイドブック」「小学校鵜飼観覧・古式日本刀鍛錬見学」については、『現時点で重要と思うこと』と『今後より重要と思うこと』の意見が逆転しています。「小学校鵜飼観覧・古式日本刀鍛錬見学」については、引き続き継続して実施します。また、「ふるさと学習ガイドブック」は適宜更新しながら、本市を学び、愛着と誇りを持つことができる教育を実施することが重要です。

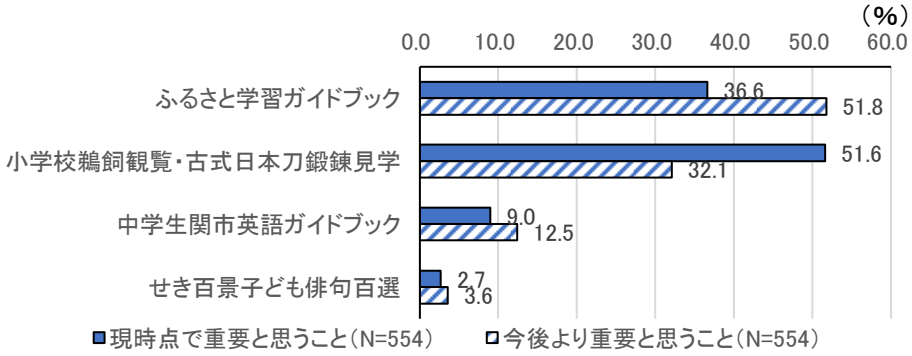

資料：小中学校教職員を対象とするアンケート

施策の方針

◇本市の歴史と伝統文化の学びを通して、「ふるさと関」を知り、「ふるさと関」で活動することができるよう、地域の団体の協力のもと、ふるさと教育を実施します。

<table>
<tr><th>具体的施策</th><th colspan="2">内容</th></tr>
<tr><td>ふるさと学習ガイドブック（日本刀鍛錬・小瀬鵜飼）の活用</td><td colspan="2">約 800 年という長い時代を通して受け継がれてきた日本刀の歴史や日本刀づくりについての解説書を作成し、学校教育夢プランふるさと教育の一環として行われる日本刀鍛錬の見学のガイドブックとして小学校６年生に配布します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">各教科や総合的な学習の時間の指導内容に応じた施設見学や体験学習の実施</td><td>１年
２年
３年</td><td>生活科「まちたんけん」、社会科「働く人と私たちのくらし」等、学習指導内容に応じた公共施設等に赴き、地域で働く人から話を聞いて学習します。</td></tr>
<tr><td>４年</td><td>住みよいくらしにするために働く事業者の話と市民と両面の立場から環境について考え、関心が高まるよう環境関連施設を見学します。</td></tr>
<tr><td>５年
６年</td><td>関市の歴史と伝統文化を題材にした体験学習を実施することで、ふるさと関市の魅力に気付き、愛着と誇りを持って生活する地域に貢献しようとする資質を養います。
５年「バックヤード見学（鵜匠家見学）」「鵜飼観覧」
６年「塚原遺跡公園」等施設見学、「古式日本刀鍛錬」学習</td></tr>
<tr><td>中学生関市英語ガイドブックの活用</td><td colspan="2">関市の中学生が、外国からの訪問客に関市について英語で説明できるようにすることで、ふるさと関をより深く理解し、誇りを持つことができるようにするために、中学生関市英語ガイドブックを配布します。</td></tr>
<tr><td>せき百景子ども俳句百選の実施</td><td colspan="2">子どもたちの心に湧き上がった豊かな自然や文化を題材にした俳句を詠むことによって、ふるさと関市を愛する心を育みます。</td></tr>
<tr><td>郷土の歴史や文化の学習・体験の実施</td><td colspan="2">本市の歴史や文化の理解を深め、地域の新たな発見につながるよう、様々なテーマで本市に関する学習の場を提供し、歴史・文化への共通理解を促します。
全学年が関市の歴史や文化施設を見学できるように、関市でバス代を補助して校外学習に参加します。</td></tr>
</table>

２．地域に開かれた学校づくり

現状と課題

●地域の人材を活用した「寺子屋」事業を推進しており、地域社会と連携した教育を実践しています。

●地域社会との連携として、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を全校で設置しました。学校運営協議会については、各学校に運営方法が一任されているため、情報交換を通して、効果的な運営等を研究することが課題となっています。

●青少年健全育成協議会、ふれあいまちづくり委員会等の各種関係団体と連携し、地域行事等に児童・生徒が参加できる機会を設けています。

施策の方針

◇学校運営に関して、引き続き学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通して地域の方の意見を取り入れるとともに、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の運営の在り方についてもより地域の方の意見が反映できるよう運営方法について工夫と研究を重ねます。

具体的施策	内容
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進	学校運営について、地域の声が反映されるよう保護者や地域住民が参画し、子どもたちの将来について学校と地域が連携して考えることができる場を構築します。
児童・生徒の体験活動の充実と地域での安全の確保	地域委員会をはじめ、青少年健全育成協議会、PTA、社会教育委員等との協力のもと、子どもたちが様々な体験活動を行ったり、子どもたちの安全を確保し、安心して生活できるよう、地域団体との連携を強化します。
新規 部活動の地域移行	地域と学校が協働・融合した部活動の体制づくりに向けて、部活動の地域移行を進めます。
放課後子ども教室の充実	児童の居場所づくりとして、地域住民の参画を得て、「放課後子ども教室」を実施し、学校との連携を図りながら多様な学習や体験活動の充実に取り組みます。
関市版「寺子屋」事業の推進	「地域とともにある学校づくり」を推進するため、各学校に補助金を交付して学校運営協議会（コミュニティ・スクール）をはじめ、学校地域が一体となった教育活動を支援します。

基本方針４　地域や他校種との連携を通して、専門性の高い教育の実現（関商工高等学校）

１．地域社会人（地域人材）の育成

現状と課題

●関商工高等学校の卒業生の多くが、県外企業に就職しており、優秀な人材が流出している現状がみられます。

●中学生との交流の機会として、中学２年生と３年生を対象に、関商工高等学校の教職員と生徒による出前授業を実施しています。中学生にとって、高校の授業を体験することは卒業後の進路を考える上で大きな意味があり、高校側も中学校の現状を把握することができるため、双方にメリットが生まれています。

●関商工高等学校は地域や地元企業と積極的な連携を図っており、様々な取組が実施できています。

◎関商工高等学校の教職員を対象とするアンケート調査結果（一部抜粋）から、「インターンシップの拡充」「『地元事業所見学会』の実施」は、現時点においても、今後においても重要であるという意見が多くみられています。また、「関商工オリジナル商品の開発や企業とのコラボレーション商品の開発と販売」については、『今後より重要と思うこと』の割合が高く、自ら考え、行動する力を育むことができる機会であり、より実践的な学びを得られるため、継続して取り組むとともに、よりよい学びが得られるよう関係団体、企業等との連携を強化することが重要です。

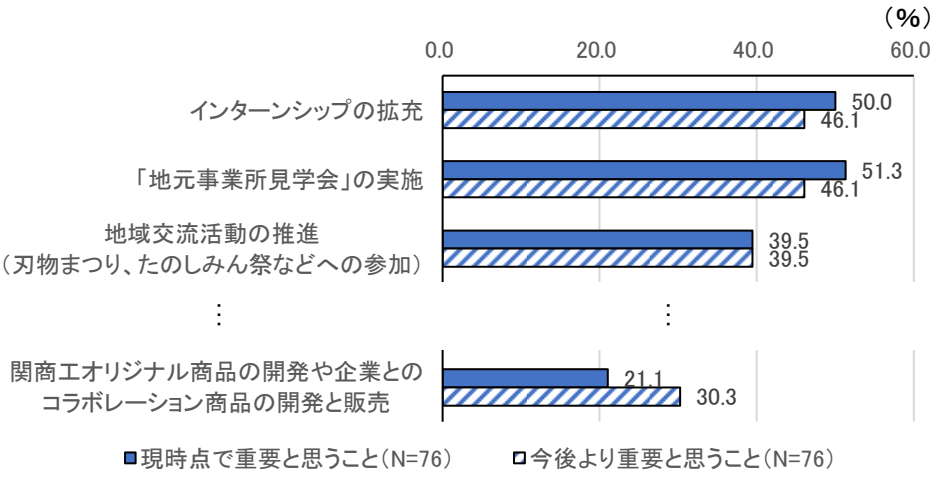

資料：関商工高等学校教職員を対象とするアンケート

施策の方針

◇地域の協力のもと、専門性の高い人材を育成するとともに、社会に出てからも本市で生活を営み、地域の活性化に貢献できるよう、地域企業や関連団体等との連携を強化します。

具体的施策	内容
インターンシップの拡充	高校２年生を対象に地元企業と連携したインターンシップを実施し、地域研究に基づいて未来を描く力を養います。
関商工オリジナル商品の開発や企業とのコラボレーション商品の開発と販売	商業科、工業科それぞれの専門性を生かした商品開発に取り組み、生徒が、自ら行動する力、課題解決のために考え抜く力、多様な人々との協働を生み出す力を身に付けます。
地域交流活動の推進 （刃物まつり、たのしみん祭などへの参加）	地元イベントへの参加・協力等による地域との交流を通して、地域を身近なものと感じるとともに地域を理解する経験を重ねることにより、地域に貢献していこうとする人材を育てます。
新規 キャリアパスポートの活用【再掲】	キャリアパスポートを活用することで、生徒一人ひとりの強みと弱みを分析し、進学や就職活動の際に生かすとともに、自分の持つ可能性に挑戦し、地域や社会に貢献する人材を育成します。
新規 主権者教育※6の推進	国や社会が抱える課題・問題を自分事として捉え、知り・考え・意見を持ち・論じ・決めることができる人材を育成します。また、社会を生き抜く力や地域の課題に対して、他者と連携・協働しながら解決することができる力を育みます。 主権者教育を通して、ふるさとへの愛着と誇りを持つことができる教育を実施します。
新規 地域企業、関連団体及び卒業生との連携	地域の事業所見学会や卒業生と語る会を通して、地域産業の理解を深めると同時に企業が求める人材像の収集に努め、地域に貢献できる人材を育成します。

※6 主権者教育：投票権の行使についての教育だけではなく、主体的な選択や判断を行い、様々な課題に対して、他者と協働しながら課題解決する力を育むことや、異なる意見や対立する意見を整理し、議論を交わすことで、自分の意見を批判的に検討し、吟味することができる力を育むことを目的とする。

2．専門教育の推進

現状と課題

●関商工高等学校の専門性を生かすため、積極的に展示会や各種イベントに参加しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響もあり、参加を取りやめることもありましたが、衛生管理を徹底して参加したり、オンラインを活用したりすることで可能な限り参加しています。

●総合ビジネス科では、専門性の深化・高度な資格取得に力を入れています。専門性を深化させるためには、本物を知ること、自ら体験することが必要であり、今後も継続して外部講師を招聘することが重要となります。

●機械科では、毎年「技能検定合格者 100 名超え」を目標に掲げてきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響もあり、延合格者が 80 名程度となっています。また、優れた人材が県外企業に流出している現状がみられます。

●電子機械科では、工場の自動化や AI 化などを見据えた技術者の養成を目標としています。自動化や AI 化などを学ぶ実習装置の整備が課題となっています。

●建設工学科では、全国的に若手の建設技術者が減少する中で、創造性豊かな技術者の育成をめざしていますが、県外企業に流出している現状があるため、地元企業への就職あっせんができる進路指導が必要です。

◎関商工高等学校の教職員を対象とするアンケート調査結果（一部抜粋）から、「大学教授・企業講師等による出前授業（先端技術を体験・学習する機会）の実施」「大学・専門学校との交流事業の拡大」において、『現時点で重要と思うこと』と比べて『今後より重要と思うこと』の回答割合が大きく上回っています。卒業後、社会で活躍できる人材を育成するため、大学や専門学校、企業等との交流や出前授業等の学びの場を充実させることが重要となります。

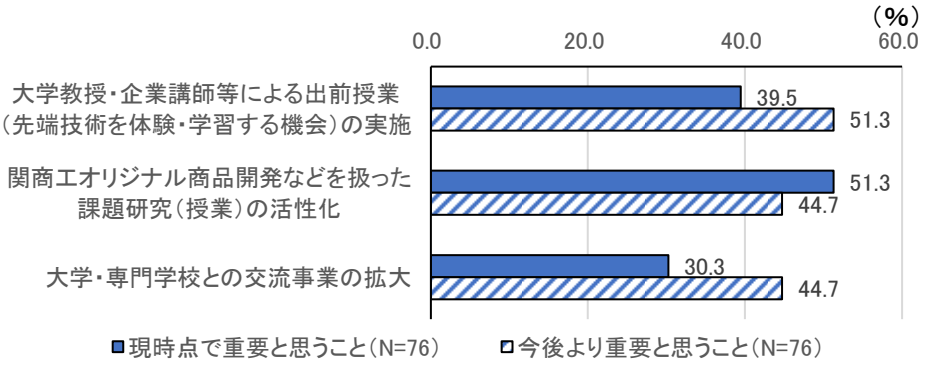

資料：関商工高等学校教職員を対象とするアンケート

施策の方針

◇各学科において、外部講師の招聘や他の教育機関、専門機関との連携による専門性の深化、資格の取得支援、コンテストや大会への積極的な参加を通して、課題解決能力、技術力、自己実現力の向上を図ります。

具体的施策	内容
各種資格取得・検定試験への参加	機械保全や電気工事に関する技術者の養成に向けて、技能検定等の受検をあっせんします。
各種コンテスト・コンクール・競技会への参加	ものづくりコンテスト岐阜県大会、全国若年者ものづくり競技会の参加を通して、技術の向上を図ります。
大学教授・企業講師等による出前授業の実施	専門性の高い授業や現場で生きる学びを得るため、大学や企業と連携し、専門性が高く、社会で必要とされる知識・技術を身に付けることができる授業を実施します。
大学・専門学校等との交流事業の拡大	高等教育機関との連携により最先端知見等を学び、本校で学ぶ内容の先を知ることで、現在の学びを充実させるとともに、より高い目標を持って学習に取り組む姿勢を育てます。
関商工オリジナル商品開発	商業、工業それぞれの専門性を生かした商品開発に取り組み、生徒が自ら行動する力、課題解決のために考え抜く力、多様な人々との協働を生み出す力を身に付けます。
Seki Shoko Company の活性化	地域協働活動に取り組むことを通して、コミュニケーション能力を高め、主体的かつ対話的に物事に取り組む姿勢を育てるとともに、社会人基礎力を育成します。

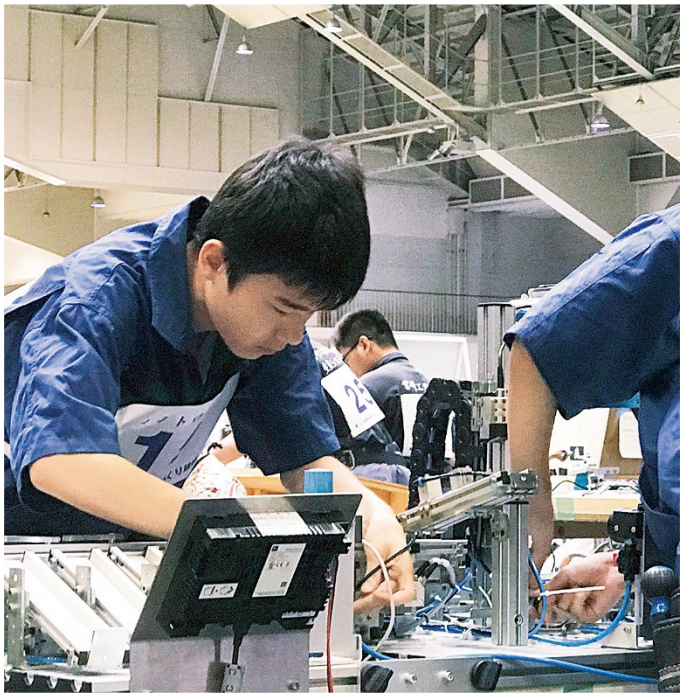

３．部活動の充実

現状と課題

●部活動への加入を推奨し、生徒の主体性と協調性の育成、個性や能力の伸長、健康の増進等に取り組んでいます。

●地域と学校が協働・融合した部活動の体制づくりを進め、関市内において校種間による途切れのない部活動指導を実現し、部活動の充実を図る必要があります。

◎関商工高等学校の教職員を対象とするアンケート調査結果（一部抜粋）から、「部活動の地域移行」において、『現時点で重要と思うこと』と比べて『今後より重要と思うこと』の回答割合が大きく上回っています。少子化に伴い、部活動の存続が難しい部や学生が望む部活を創設できない現状も見受けられます。地域との協力のもと、地域と学校が協働・融合した部活動の体制づくりを推進することが重要です。

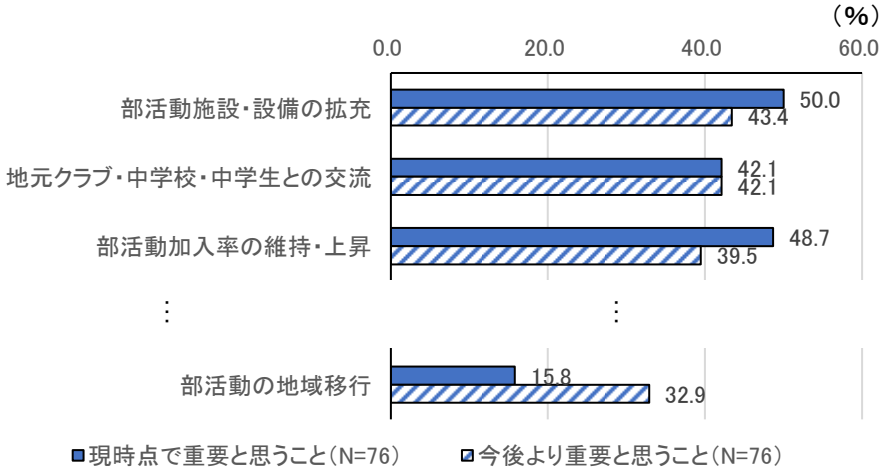

資料：関商工高等学校教職員を対象とするアンケート

施策の方針

◇部活動を通して、スポーツや文化・芸術に親しみ、生徒一人ひとりが持つ可能性を伸ばす機会を提供するとともに、責任感や仲間との連帯感を育みます。また、関商工高等学校単独では開設できない部活動についても、地域との連携を強化することで行えるよう支援します。

具体的施策	内容
新規 部活動加入率の維持・上昇	部活動を通して、主体性と協調性を育むとともに、個性、能力の伸長や体力、健康の増進を図ります。
新規 指導者研修会への参加による指導者育成	指導者の指導力向上に努め、効果的な指導方法による部活動の充実を図ります。
新規 部活動の地域移行 【再掲】	地域と学校が協働・融合した部活動の体制づくりに向けて、部活動の地域移行を進めます。
新規 地元クラブ・中学校との交流	部活動による交流を通して、関市内で継続的に活動できる場所をつくり、校種間による途切れのない指導体制を構築します。

4 目標値の設定

基本方針１ 多様性を尊重し、豊かな心を身に付ける教育の実現

１．多様なニーズに対応した教育機会の提供

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
友達と協力するのは「楽しい」という児童生徒の割合※	小学校　69.3% 中学校　68.2% 平　均　68.8%	小学校　72.0% 中学校　71.0% 平　均　71.5%	小学校　74.0% 中学校　73.0% 平　均　73.5%
自分と違う意見について考えるのは「楽しい」「どちらかといえば楽しい」という児童生徒の割合※	小学校　61.4% 中学校　73.8% 平　均　67.6%	小学校　64.0% 中学校　75.0% 平　均　69.5%	小学校　66.0% 中学校　77.0% 平　均　71.5%
初期適応指導教室の利用児童生徒数	20 人	25 人	30 人
外国人児童生徒等教育相談員の学校訪問回数（指導時間数）	1,640 回 （4,100 時間）	1,800 回 （4,500 時間）	2,000 回 （5,000 時間）
就学援助費認定者数（%維持）	11.0%	11.0%	11.0%

２．豊かな心の育成

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合※	小学校　87.5% 中学校　86.1% 平　均　86.8%	小学校　90.0% 中学校　89.0% 平　均　89.5%	小学校　92.0% 中学校　91.0% 平　均　91.5%

３．教育相談・教育支援の充実と学校支援体制の構築

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
学校へ行くのは「楽しい」「どちらかといえば楽しい」と思う児童生徒の割合※	小学校　82.8% 中学校　83.8% 平　均　83.3%	小学校　85.0% 中学校　86.0% 平　均　85.5%	小学校　87.0% 中学校　88.0% 平　均　87.5%
子ども家庭課等と不登校児童生徒情報の情報共有率	50.0%	55.0%	60.0%
「ふれあい教室」状況改善児童生徒割合	80.0%	83.0%	85.0%

４．安全安心な教育環境の整備

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを「守っている」「どちらかといえば守っている」という児童生徒の割合※	小学校　72.1% 中学校　67.4% 平　均　69.8%	小学校　75.0% 中学校　70.0% 平　均　72.5%	小学校　78.0% 中学校　73.0% 平　均　75.5%
１日当たり、テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンも含む）をするのが２時間以内という児童生徒の割合※	小学校　53.6% 中学校　44.7% 平　均　49.1%	小学校　56.0% 中学校　47.0% 平　均　51.5%	小学校　58.0% 中学校　49.0% 平　均　53.5%

※全国学力・学習状況調査による

基本方針２　個別最適な学びと協働的な学びを通して、確かな学力を身に付ける教育の実現

１．確かな学力の育成

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
「コンピュータなどの ICT をどの程度使用しましたか」の設問で、『ほぼ毎日』と回答する割合※	小学校　34.6% 中学校　3.6%	80.0%	100.0%
学校の授業時間以外に、普段１日に１時間以上勉強をしているという児童生徒の割合※	小学校　91.7% 中学校　93.5% 平　均　92.6%	小学校　93.0% 中学校　95.0% 平　均　94.0%	小学校　95.0% 中学校　97.0% 平　均　96.0%
国語・算数（数学）の授業の内容は「よくわかる」「どちらかといえばわかる」という児童生徒の割合※	小学校 国語　78.0% 算数　84.8% 中学校 国語　76.2% 数学　74.9%	小学校 国語　80.0% 算数　86.0% 中学校 国語　78.0% 数学　77.0%	小学校 国語　82.0% 算数　88.0% 中学校 国語　80.0% 数学　79.0%
関市独自の取組（「英語語彙力テスト」「英語スピーチコンテスト」「プログラミングコンテスト」「理科・数学コンテスト」「ビブリオトーク」等）への参加校の割合	50.0%	70.0%	80.0%
自分が思っていることや感じていることをきちんと言葉で表すことが「できる」「どちらかといえばできる」という児童生徒の割合※	小学校　66.5% 中学校　79.0% 平　均　72.6%	小学校　69.0% 中学校　81.0% 平　均　75.0%	小学校　71.0% 中学校　83.0% 平　均　77.0%
明日を担う人づくり事業（地域企業と連携した出前授業・職業講話）参加校の割合	50.0%	60.0%	70.0%

２．教職員の資質や指導力の向上

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
夏季資質向上研修参加者の評価	70.0%	75.0%	80.0%
オンライン研修参加者の評価	70.0%	75.0%	80.0%
時間外勤務時間 45 時間以上の職員の割合	30.0%未満	20.0%未満	10.0%未満

３．健やかな体の育成

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
肥満傾向の児童生徒の割合（学校保健健康状態調査）	小学校：9.6% 中学校：9.3%	小学校：9.5%未満 中学校：9.0%未満	小学校：9.0%未満 中学校：8.7%未満
朝食を食べている児童生徒の割合※	小学校：88.9% 中学校：87.0%	小学校：90.0% 中学校：90.0%	小学校：91.0% 中学校：91.0%
新体力テスト総合得点（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	小５男子：52.9(全国:52.5) 小５女子：55.5(全国:54.6) 中２男子：42.8(全国:41.2) 中２女子：48.9(全国:48.6)	小５男子：53.0 小５女子：56.0 中２男子：43.0 中２女子：49.0	小５男子：54.0 小５女子：56.5 中２男子：44.0 中２女子：50.0

４．キャリア教育の充実

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
将来の夢や目標をもっているという児童生徒の割合※	小学校　78.9% 中学校　76.2% 平　均　77.6%	小学校　81.0% 中学校　78.0% 平　均　79.5%	小学校　83.0% 中学校　80.0% 平　均　81.5%
中高交流教育（出前授業）の年間実施校数	１校	３校	５校
夢の教室実施校割合（全 27 校）	55.0%	100.0%	100.0%

５．就学前教育・保育の充実

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
幼・保・小連携推進会議の年間実施回数	２回	２回	２回

※全国学力・学習状況調査による

基本方針３　ふるさと教育や地域との関わりを通して、社会性を身に付ける教育の実現

１．ふるさと教育の充実

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
総合的な学習の時間等でふるさと教育を実施している学校の割合	100.0%	100.0%	100.0%
自分には「よいところがある」「どちらかといえばある」という児童生徒の割合※	小学校　77.8% 中学校　81.1% 平　均　79.4%	小学校　80.0% 中学校　83.0% 平　均　81.5%	小学校　83.0% 中学校　85.0% 平　均　84.0%

２．地域に開かれた学校づくり

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
今住んでいる地域の行事に参加しているという児童生徒の割合	小学校　63.8% 中学校　69.7% 平　均　66.8%	小学校　66.0% 中学校　72.0% 平　均　69.0%	小学校　68.0% 中学校　74.0% 平　均　71.0%

基本方針４　地域や他校種との連携を通して、専門性の高い教育の実現（関商工高等学校）

１．地域社会人（地域人材）の育成

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
就職内定率 （内地元企業）	100.0% （38.6%）	100.0% （45.0%）	100.0% （50.0%）

２．専門教育の推進

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
全商検定１級 ３種目以上取得者割合	40.0%	45.0%	50.0%
ジュニアマイスター顕彰特別表彰・ゴールド・シルバー取得者割合	14.0%	17.0%	20.0%

３．部活動の充実

	令和３年度	令和８年度	令和 13 年度
部活動加入率	99.6%	100.0%	100.0%

※全国学力・学習状況調査による

5 計画の推進に向けて

（1）推進体制

1．横断的な連携

本計画の推進に当たっては、市長と教育委員会で構成する総合教育会議をはじめ、庁内の関係各課と連携を図り、効率的かつ効果的な施策の推進と切れ目のない支援を行います。

2．関係団体等との連携

教育は多くの関係機関・団体などとの連携の下、社会全体で担われるものです。各種地域団体をはじめとして、青少年健全育成協議会、PTA、社会教育委員等、各分野における様々な活動との連携・協働を推進します。

3．情報発信・収集

本計画の推進に当たっては、施策の立案や実施におけるプロセスの透明性を確保することが重要となります。教育に関する施策について、迅速かつ的確な情報の収集と積極的な発信を行います。

（2）計画の点検評価と見直し

1．進捗状況の点検評価の方法（マネジメントサイクル）

本計画を推進するため、計画、実施、評価、改善のマネジメントサイクルに基づき、計画の進行管理を行います。具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施します。また、その結果について、議会に報告書を提出するとともに、市ホームページに掲載します。

具体的施策を推進するため、基本施策の実施状況を数値化し、現状値を基に目標値を設定しています。各目標の達成状況を踏まえ、それぞれの基本施策・取組の課題を分析し、その後の取組の方向性について検討します。

2．計画の見直し（中間年度見直し）

本計画は、今後 10 年の本市教育の基本的な理念と施策の方向性を示すものです。社会情勢の変化や国・県の教育施策の変更に対応するため、計画期間の中間年度である令和８年度に、改めて計画の進捗状況を評価し、計画の見直しを行います。

6 資料編

（1）人口の推移

本市の人口は平成 29 年で 89,679 人、令和３年で 85,939 人と４年間で 3,740 人減少しており、人口の減少が続いています。

年齢階級別にみると、0～14 歳は毎年およそ 300 人ずつ減少しており、平成 29 年で 11,818 人、令和３年で 10,533 人と４年間で 1,285 人減少しています。

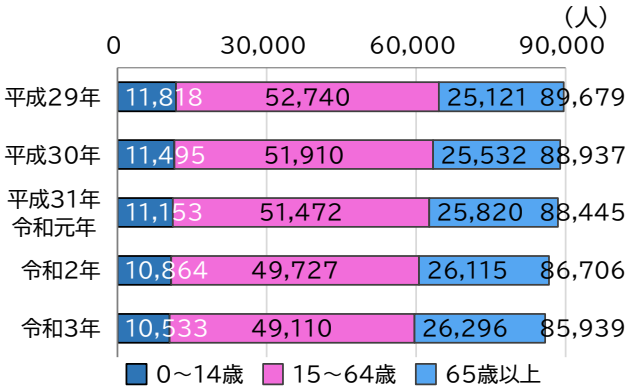

資料：住民基本台帳

人口構成比をみると、0～14 歳及び 15～64 歳において減少し、一方で 65 歳以上では増加しており、少子高齢化が年々進んでいることがわかります。

0～14 歳の人口構成比をみると、平成 29 年で 13.2%、令和３年で 12.3%と４年間で 0.9 ポイント減少しています。

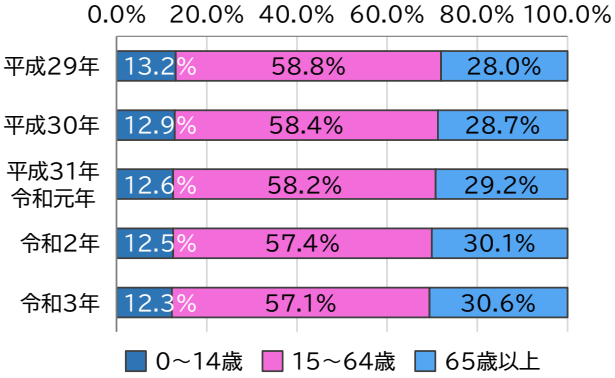

資料：住民基本台帳

令和３年の地区別の人口構成比をみると、「関地区」「武芸川地区」では0～14 歳が比較的多く、それぞれ 12.8%、11.6%となっています。また、「板取地区」「上之保地区」では 65 歳以上の高齢者の割合が５割台となっています。

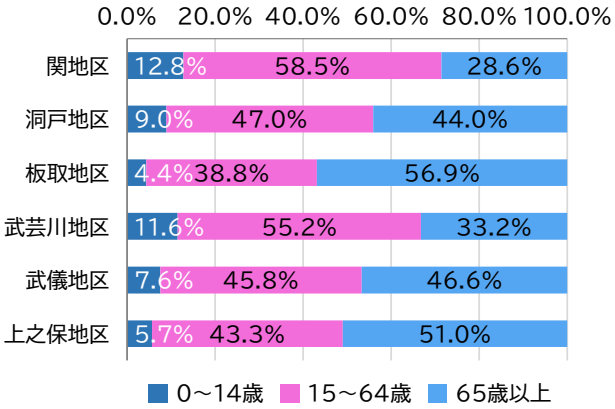

資料：住民基本台帳

（２）教育・保育の状況

（幼稚園、保育園）

本市の就学前教育・保育の施設状況は幼稚園が７園、保育園が平成 30 年に１園開設されて 20 園となっています。いずれの年も幼稚園、保育園ともに児童数は定員の範囲内となっています。

		平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年
幼稚園 **（各年5月1日現在）**	園数	7	7	7	7	7
	児童数	897	849	819	739	717
	定員	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335
保育園 **（各年4月1日現在）**	園数	19	20	20	20	20
	児童数	2,001	1,921	1,879	1,803	1,789
	定員	2,350	2,369	2,369	2,369	2,369

資料：子ども家庭課

（小学校）

本市の小学校の施設状況は、令和３年度に武儀東小学校と武儀西小学校が再編して武儀小学校になったことにより、市内の小学校数は 18 校となっています。

児童数は平成 30 年に前年を上回る児童数がみられたものの、減少傾向となっています。１学級当たり児童数はおおむね横ばいで推移しています。

特別支援学級在籍者数は増加傾向にあり、平成 29 年で 120 人、令和３年で 149 人と４年間で 29 人増加しています。また、特別支援学級在籍者数の増加に伴い、特別支援学級数は令和２年に 39 教室、令和３年に 41 教室と増加しています。

不登校児童数は増加傾向となっており、平成 29 年で 35 人、令和２年で 76 人と３年間で 41 人増加しています。

日本語を支援する児童数は、増減があるものの増加傾向がみられます。

小学校		平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年
学校数	（校）	19	19	19	19	18
学級数	（学級）	221	221	222	222	214
内：特別支援学級	（学級）	36	37	37	39	41
教員数	（人）	411	423	460	460	455
児童数	（人）	4,915	4,933	4,852	4,758	4,597
内：特別支援学級在籍者	（人）	120	133	144	145	149
１学級当たり児童数（四捨五入）	（人）	26	26	25	25	26
不登校児童数	（人）	35	57	64	76	-
日本語支援を必要とする児童数	（人）	39	46	44	51	42

資料：学校教育課（各年５月時点）

（不登校児童数は、年度末時点）

（中学校）

本市の中学校の施設状況は、中学校数が９校となっています。

生徒数は減少が続いており、１学級当たり生徒数も緩やかに減少しています。

特別支援学級在籍者数は令和元年まで 70 人前後でしたが、令和２年、令和３年ともに 85 人となり、令和元年度から 15 人の増加となりました。

不登校生徒数は平成 29 年で 101 人、平成 30 年で 89 人と減少がみられましたが、令和元年から令和２年にかけて増加しています。

日本語支援を必要とする生徒数は平成 29 年で 10 人でしたが、平成 30 年に 21 人と増加し、以降 20 人前後で推移しています。

中学校		平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年
学校数	（校）	9	9	9	9	9
学級数	（学級）	99	96	94	94	95
内：特別支援学級	（学級）	21	20	19	19	19
教員数	（人）	236	234	226	225	236
生徒数	（人）	2,578	2,502	2,428	2,409	2,392
内：特別支援学級在籍者	（人）	71	67	70	85	85
１学級当たり生徒数（四捨五入）	（人）	32	32	31	31	30
不登校生徒数	（人）	101	89	89	108	-
日本語支援を必要とする生徒数	（人）	10	21	24	23	18

資料：学校教育課（各年５月時点）

（不登校生徒数は、年度末時点）

（関商工高等学校）

関商工高等学校の入学定員は少子化の影響を鑑みて、平成30年にそれまでの320人から280人へと削減しています。生徒数は減少傾向となっており、平成 29 年の 915 人から令和３年の 808 人と 107 人減少しています。教員数も同様に減少しており、平成 29 年の 89 人から令和３年の 78 人と 11 人減少しています。

教員一人当たりの生徒数はおおむね 10 人程度で推移しています。

就職率はおおむね 65%、進学率は 35%となっています。

関商工高等学校　全日制		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和３年
学科数	（学科）	4	4	4	4	4
入学定員	（人）	320	280	280	280	280
教員数	（人）	89	87	80	80	78
生徒数	（人）	915	908	860	810	808
教員1人当たりの生徒数		10.3	10.4	10.8	10.1	10.4
就職者数	（人）	197	187	207	194	166
進学者数	（人）	114	88	105	109	104
就職率	（%）	63.3	68.0	66.3	64.0	61.5
進学率	（%）	36.7	32.0	33.7	36.0	38.5

資料：関商工高等学校（各年５月時点）

（3）ふれあいセンター等の利用状況

地域コミュニティの場であるふれあいセンター等の利用状況についてみると、平成 29 年から平成 31 年/令和元年にかけて増加傾向となっており、おおむね 50 万人台後半で推移しています。令和２年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響もあり、大きく減少し、359,311 人となっています。

	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和２年
安桜ふれあいセンター	14,660	16,120	13,738	8,212
旭ケ丘ふれあいセンター	12,358	12,364	12,935	5,571
桜ケ丘ふれあいセンター	16,656	17,086	16,113	6,970
鮎之瀬ふれあいセンター	9,751	9,824	15,321	6,803
倉知ふれあいセンター	20,566	24,160	22,290	12,458
富岡ふれあいセンター	－	7,088	13,824	5,955
田原ふれあいセンター	10,787	10,765	10,477	4,754
下有知ふれあいセンター	15,978	16,828	14,021	7,254
富野ふれあいセンター	9,671	9,187	8,421	4,953
西部ふれあいセンター	20,327	23,718	25,327	10,018

	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和２年
西部ふれあいセンター別館	4,696	6,649	7,796	5,132
洞戸ふれあいセンター	11,203	9,626	10,674	3,224
板取生涯学習センター ~R1 板取ふれあいセンター R2~	2,164	2,901	2,046	1,135
武芸川生涯学習センター	8,123	5,902	7,880	3,215
武儀生涯学習センター	34,756	30,890	35,698	11,561
上之保生涯学習センター	12,324	13,090	12,427	3,199
中央公民館	70,688	65,059	67,354	22,316
図書館	253,459	253,038	247,543	140,008
総合体育館	33,441	48,353	44,810	96,573
合計	561,608	582,648	588,695	359,311

資料：市民協働課・生涯学習課

（4）教育振興についての住民満足度

本市が毎年度実施しているアンケート調査「せきのまちづくり通信簿」の住民満足度によると、各項目でポイントの増加がみられます。

項目別にみると、「教育環境整備」「生涯学習」「スポーツ」「文化・芸術・歴史」ではいずれの年においても全 41 施策の平均値を上回っています。

また、「小中学校教育」「関商工高等学校」では、おおむね平均値か平均値を割り込む年もみられています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	(R2-H29)
教育環境整備	2.75	2.95	2.93	3.07	+0.32
小中学校教育	2.67	2.88	2.87	2.93	+0.26
関商工高等学校	2.55	2.86	2.83	2.90	+0.35
生涯学習	2.83	2.95	2.99	2.99	+0.16
スポーツ	2.81	2.94	3.03	3.03	+0.22
文化・芸術・歴史	2.76	2.84	2.91	2.95	+0.19
全41施策の平均	2.70	2.83	2.84	2.88	

資料：せきのまちづくり通信簿

□満足度の点数化について

アンケート調査の選択肢である「とても満足」を５点、「まあ満足」を４点、「普通・どちらともいえない」が３点、「やや不満」が２点、「とても不満」を１点として点数化し、その数値に回答者数を乗じて施策ごとの平均点を算出しています。

（５）第１期計画の振り返り

１．幼児期からの教育の推進

安心して子育てができる環境づくり･支援体制の充実

【具体的な取組】

●公立保育園の民営化・認定こども園化について検討を重ねてきましたが、現段階では待機児童もなく運営できているため、現行体制を継続しながら、教育・保育の質の維持、多様なニーズへの対応力の強化を図っています。

●子育て支援サービスに関する情報提供と相談支援を専門とする「子育てコンシェルジュ」を配置しています。さらに、身近な地域で子育てに対する不安の解消と子育てをする人同士の交流の場となる「子育てサロン」を３か所「せきっこひろば」を８か所開設し、安心して子育てができる環境づくりを推進してきました。

●新生児と母親の健康を確保するため、「赤ちゃん訪問」を実施しており、おおむね 100％の実施率となっています。

●幼保小の連携として、推進会議を年に２回実施しており、育ちや学びをつなげるために「アプローチ（接続期）プログラム」を用いて情報共有を図っています。また、特別に支援が必要な園児・児童に対して、本人や保護者の希望を尊重しつつ、適切な配慮を行っています。

【課題】

●保育士の資質向上のため、毎年保育研修を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のために集まることができず、リモートで開催しています。研修の方法や施設ごとの状況にあった支援を行い、研修の機会を充実させます。

配慮が必要な子どもや家庭に対する支援の充実

【具体的な取組現状】

●障がい児に対して、中央・西・東親子教室の通所施設において、日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練等を実施しています。

●要支援児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため、関係機関によって構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、定期的に開催しています。

●ひとり親家庭の自立促進に向けて、ハローワークが年１回開催する「就労に向けた関係機関調整会議」に担当職員と母子自立支援員が参加しており、総合的な自立支援を行っています。

【課題】

●幼児期から学童期への滑らかな接続を支援するとともに、小学校入学後の児童についても、継続して情報交換を充実させ、支援の工夫を図ります。

●子育てに対する不安や孤立感を抱えている家庭や要支援妊産婦、特定妊産婦等、養育支援が必要な家庭に対して、子育て世代包括支援センター「ひだまり」や医療機関・家庭児童相談室等の関連機関が連携し、身体的・精神的問題に対する支援の充実を図ります。

２．小・中学校教育の推進「学校教育夢プラン」等

時代に即した確かな学力の獲得

【具体的な取組】

●児童・生徒が確かな学力を身に付けることができるよう、学力向上推進研究指定校と課題研究校を指定し、各校で研究を進めて成果を報告しています。

●ICT 教育の一環として、電子黒板の整備や児童・生徒１人１台のタブレットの整備、プログラミング教育を推進してきました。

●小学校英語が教科として位置付けられ、外国語指導に対する理解が深まってきています。非常勤講師の配置により、小学校教科担任制で指導する学校も増え、教職員の負担が軽減されています。

【課題】

●GIGA スクール構想により、学校の様子が大きく変化しました。教育現場における ICT 環境整備を図るとともに、教職員への研修、児童・生徒に対する情報モラルの指導等、新たな課題が現れています。

●「中学生リーダー養成研修会」は、これまで本市の中学生のリーダーを対象として、富山県氷見市や埼玉県東松島市の中学生と交流を図ってきました。研修会の趣旨は変えず、対象を中学２年生全員とし、ワークショップや Web 会議等を活用した内容に変更することで、時代に即した研修に変えていきます。

児童･生徒の心に寄り添い、安心して学校生活を送ることができる支援の充実

【具体的な取組】

●児童・生徒が安心して学校に通うことができるよう、「心の相談員」の配置や「マイサポーター制度」を導入し、悩みや困りごとに素早く対応できる体制を整備しました。また、学校にうまく馴染めない児童・生徒のために「ふれあい教室」を設置し、学校以外の相談ができるよう「不登校対策専任担当者」を配置しました。一方で、児童・生徒の相談に対応した職員が一人で抱え込むことのないよう、多くの職員･関係機関が関わることができる体制を整備しました。

【課題】

●いじめや不登校、虐待、貧困など、児童・生徒が抱える背景はますます多様化しており、このような状況に的確に対応できる支援体制に課題があります。特に、不登校問題については、長期化・複雑化する事案が増加しています。

●児童・生徒が抱える悩みや困りごとが顕在化したときには、既に深刻化している場合が多くみられます。情報共有も事案によって窓口が分かれてしまっており、情報共有の在り方を検討するとともに、関連機関との連携を一層強化する必要があります。

地域との連携強化に向けた取組

【具体的な取組】

●地域社会との連携として、学校運営協議会を全校で設置しました。また、地域の人材を活用した「寺子屋」事業を推進しており、地域社会と連携した教育を実践しています。

●わかあゆプラン非常勤講師や特別支援アシスタント、外国人児童生徒等教育相談員など、市費負担会計年度任用職員を採用し、充実した教職員の配置ができています。児童・生徒の個に応じた指導ができる点に加え、教職員の働き方改革の観点からも、現在の配置を継続できるよう調整していきます。

【課題】

●学校運営協議会の運営に当たっては、各学校に運営方法が一任されているため、情報交換を通して、効果的な運営や運営の工夫等を研究することが重要です。

●人権教育は、児童・生徒の確かな人権感覚を育てるとともに、人権尊重の学校づくりには欠かせないものです。引き続き人権教育を推進します。

３．関商工高等学校の教育の推進

専門性の高い教育カリキュラム

【具体的な取組現状】

●それぞれの学科で、外部講師の招聘や他の教育機関、専門機関との連携による専門性の深化、資格の取得支援、コンテストや大会への積極的な参加を通して、技術力の向上を図っています。

●関商工高等学校の専門性を生かすため、積極的に展示会や各種イベントに参加してきました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、参加を取りやめることもありましたが、衛生管理を徹底して参加したり、オンラインを活用したりすることで可能な限り参加しています。

【課題】

●総合ビジネス科では、専門性の深化・高度な資格取得に力を入れています。専門性を深化させるためには、本物を知ること、自ら体験することが必要であり、今後も継続して外部講師を招聘することが重要となります。

●機械科では、毎年「技能検定合格者 100 名超え」を目標に掲げてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、延合格者が 80 名程度となっています。また、優れた人材が県外企業に流出している現状があり、地元企業への就職あっせんができるよう、進路指導をしていきます。

●電子機械科では、工場の自動化や AI 化などを見据えた技術者の養成を目標としています。自動化やＡＩ化などを学ぶ実習装置の整備が課題となっています。

●建設工学科では、全国的に若手の建設技術者が減少する中で、創造性豊かな技術者の育成をめざしていますが、県外企業に流出している現状があるため、地元企業への就職あっせんができるよう、進路指導をしていきます。

多機関連携による関商工高等学校の魅力度の向上と生徒の状況に即した支援の充実

【具体的な取組現状】

●中学生との交流の機会として、中学２年生と３年生を対象に、関商工高等学校の教職員と生徒による出前授業を実施しています。中学生にとって、高校の授業を体験することは卒業後の進路を考える上で大きな意味があり、高校側も中学校の現状を把握することができるため、双方にメリットが生まれています。

【課題】

●地域や地元企業とは深い連携が取れています。一方で、関市と関商工高等学校の連携については連携が浅いところもあり、一層強化できる取組を検討します。

●関商工高等学校への通学に不便を感じているという声があり、通学のための交通機関を充実させることで、入学志願者の増加につながると考えられます。

●近年、入学してくる生徒の抱える社会的背景、家庭環境は多様化しており、個々の生徒の状況を的確に把握し、状況に基づいたよりきめ細かな指導が求められており、現状の教職員数では十分な指導が行き届いていない部分があります。

４．生涯学習の推進

家庭教育支援と地域で見守る青少年の健全育成

【具体的な取組】

●家庭教育支援の一環として、ブックスタート事業を推進しています。４ヵ月健診児に絵本の読み聞かせや絵本のプレゼントを行うなど、本に触れる機会を提供しています。

●家庭教育の向上に向けて、市内の小中学校、保育園、幼稚園等が取り組む家庭教育学級を支援しています。また、地域や市民グループが企画する学習活動を支援するため、出前講座を実施しています。

●青少年健全育成に向けて、青少年健全育成協議会、子ども会育成協議会、補導員連絡協議会、子ども見守りボランティアを支援し、地域・学校・関係機関が連携して青少年の健全育成に取り組む支援を行っています。

ポストコロナに対応した生涯学習支援の在り方

【具体的な取組】

●中部学院大学との連携により「市民セミナー」を開講し、シニア世代の学びを支援しています。

●様々な市民のニーズに対応するため、多岐にわたる出前講座メニューを用意し、学習機会の充実を図っています。また、対象年齢別に「成人学校」や「アカデミック講座」「さわやか学級」を開講しています。

●平成 30 年に電子図書館を導入し、随時コンテンツの充実を図っています。

【課題】

●生涯学習活動に当たっては新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が大きく、これまでの手法を見直し、ポストコロナ社会にあった方法を検討する必要があります。

５．スポーツ活動の推進

スポーツ人材の育成と団体への支援の充実

【具体的な取組】

●関市スポーツ少年団「ヤングリーダー会」には令和３年度 37 名の団員が所属し、岐阜県スポーツ少年団の各種研修会に参加し、子どもたちへの指導の仕方などを学んでいます。そこで高めたスキルを生かし、関市スポーツ少年団の各単位団のレクリエーション活動の指導を行ったり、関市の交流会の運営を行ったり、リーダーとしての活動を行っています。

●スポーツ指導者の資質向上と活動の活性化に向けて、スポーツ推進委員研究会の開催やスポーツ推進委員研究大会等へ参加しています。

●子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人が、生涯にわたって豊かにスポーツライフを送ることができるよう、総合型地域スポーツクラブの設立を支援しています。

●関市スポーツ協会が実施する各種事業に対し、適切な提言や補助金の交付等を通して支援を行っています。

【課題】

●スポーツクラブの経営能力を持つ人材育成、各種目の実技指導者、スポーツボランティア等、スポーツ活動を推進するに当たっては多様な人材が必要となります。引き続き人材の育成を図ります。

●スポーツ活動の活性化に向けて、本市主催のスポーツイベントを充実させるとともに、関市スポーツ協会との連携強化、自立化の支援を行うことが重要となります。

スポーツ施設の適切な維持・管理

【具体的な取組】

●総合体育館について、大規模改修を図るとともに、スポーツ機材の更新や安全の確保のため、施設・設備を充実させました。気軽に利用できる環境づくりを通して利用率の向上を図っています。

【課題】

●総合体育館は、令和６年度からの改修工事を控えており、計画通りに着手できるよう準備を進めるとともに、老朽化に伴って発生する軽微な修繕についても、漏れなく速やかに対応する必要があります。

６．芸術文化活動の推進

ポストコロナに対応した芸術文化活動の在り方

【具体的な取組】

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により多くのイベントが中止になる中、「子ども俳句教室」等では、開催時間の短縮や定員の絞り込みを行って開催しました。「市民の劇場」公演、ワークショップ、アウトリーチは各種ガイドラインに基づき、感染症拡大防止対策（公演前にアーティストやスタッフに PCR 検査を行っていただき陰性を確認して実施、来場者にはマスク着用・手指消毒の徹底、３密を避けるための時差退場誘導等）を行いながら開催しました。

【課題】

●開催方法を工夫し、継続して児童・生徒に芸術文化に触れる機会を提供することが、今後より一層重要となります。

芸術文化活動への支援と人材の育成

【具体的な取組】

●「市民の劇場」では、伝統芸能、演劇、音楽等、幅広く質の高い公演を継続して開催しています。芸術文化に触れる機会の少ない市民が、気軽に芸術文化を体験できるワークショップやレクチャー付き公演等を実施しています。

●「関市民吹奏楽団」「菊友会」「関市文化協会」など、芸術文化団体の活動を支援しています。また、市民と行政、文化団体等をつなぐ文化地域コーディネーター養成講座を開催し、芸術文化振興に関わる人材の育成を推進しています。

●本市に縁のある芸術家を登録する「アーティストバンク」に、令和３年時点で 13 名の音楽アーティストが登録しています。

【課題】

●美術展や文化祭への参加者（出演者、出品者、来場者）が減少しており、時代のニーズに対応した PR 方法を検討する必要があります。

●「アーティストバンク」の周知を図り、市民・団体等に利用してもらえるようにします。また、部門に限らず、他の分野のアーティスト情報を収集し、登録・公開する事業へと拡大していきます。

史跡の保全と活用

【具体的な取組】

●国指定史跡『弥勒寺官衙遺跡群』を含む一帯を「弥勒寺史跡公園」として整備し、遺跡の表示や説明看板の設置、トイレや休憩施設の設置を行いました。令和３年度以降も引き続き整備工事を進め、史跡の活用を促進します。

【課題】

●魅力ある景観の維持・保存のため、未指定の文化財の調査を推進することが重要です。一方で、文化財の専門的知識のある調査員の確保に課題があります。

（６）関市教育振興計画策定委員会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号）第３条の規定に基づき、関市教育振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、関市教育振興計画の策定について協議し、意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　委員会の委員の任期は、委嘱の日から関市教育振興計画の策定の日までとする。

２　委員は、再任されることができる。

３　教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

（１）　職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（２）　職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

（３）　委員としてふさわしくない非行があったとき。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。ただし、前条第１項の規定により委員長が互選されるまでの間に開催される委員会の会議については、教育委員会が招集する。

２　委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

５　会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（7）関市教育振興計画策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	関係機関・団体等
委 員 長	丹羽　章	中部学院大学　事務局長
副委員長	遠藤　俊三	関市自治会連合会　会長
委　　員	早川　貞子	社会教育委員　代表
委　　員	清水　宗夫	関市青少年健全育成協議会　会長
委　　員	古田　敦資	関市PTA連合会　会長
委　　員	森　麻里	関市PTA連合会　特別委員
委　　員	武田　理	関商工高等学校　校長
委　　員	山田　暁男	小中学校校長会　会長

（8）関市教育振興計画策定委員会 策定経過

	実施日	策定過程
令和3年	7 月 29 日(木)	【議事内容】 (1)関市教育振興計画策定方針について (2)関市教育振興計画策定スケジュールについて (3)学校教育の現状と課題について
	9月3日(金) ～9月 13 日(月)	関市教育振興計画策定に係る団体アンケートの実施 Web 回答(一部、同様の調査票を配布して実施)
	9 月 29 日(木)	【議事内容】 (1)団体アンケート集計結果報告について (2)関市教育振興計画骨子案について
	11 月 10 日(水)	【議事内容】 (1)関市教育振興計画素案について
令和4年	1月4日(火) ～2月3日(木)	パブリックコメントの実施

（９）団体アンケートの実施概要

団体アンケートは、本計画の策定に当たり、PTA や学校運営協議会等の関連団体の皆様、本市の小中学校及び関商工高等学校の教職員を対象に学校教育や家庭教育を中心にご意見を伺いました。

- 調査対象者　：関連団体（PTA・学校運営協議会・青少年健全育成協議会・社会教育委員の会）、小中学校教職員、関商工高等学校教職員
- 調査票配布数：関連団体　314件
  ：小中学校教職員　695 件
  ：関商工高等学校教職員　76 件
- 調査期間　：令和３年９月３日（金）～９月 13 日（月）
- 調査方法　：Web 回答（Web 回答ができない場合は、一部紙を配布して実施）

対象	配布数	回答数	有効回答数	有効回答率
関連団体など	314件	314 件	314 件	100.0%
小中教職員	695 件	554 件	554 件	79.7%
関商工教職員	76 件	76 件	76 件	100.0%

第２期関市教育振興計画

令和４年３月

発行：関市

編集：関市教育委員会　教育総務課

〒501-3894
岐阜県関市若草通３丁目１番地
ＴＥＬ　0575-23-7718
ＦＡＸ　0575-23-7747